

高等学校学習指導要領解説

公民編

平成21年12月
(平成26年1月 一部改訂)

文 部 科 学 省

高等学校学習指導要領解説 公民編

目 次

第1章 総 説	1
第1節 改訂の趣旨	1
1 改訂の経緯	1
2 改訂の趣旨	2
3 改訂の要点	3
第2節 公民科の目標	4
第3節 公民科の科目編成	5
第2章 各科目	6
第1節 現代社会	6
1 科目の性格と目標	6
2 内容とその取扱い	8
3 指導計画の作成と指導上の配慮事項	20
第2節 倫理	23
1 科目の性格と目標	23
2 内容とその取扱い	26
3 指導計画の作成と指導上の配慮事項	38
第3節 政治・経済	41
1 科目の性格と目標	41
2 内容とその取扱い	43
3 指導計画の作成と指導上の配慮事項	57
第3章 各科目にわたる内容の取扱い	59
1 情報の活用と作業的，体験的な学習	59
2 政治及び宗教に関する事項の取扱い	59
3 総則関連事項	60

(参考資料)

我が国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画（抄）	62
-------------------------------------	----

第1章 総 説

第1節 改訂の趣旨

1 改訂の経緯

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイディアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

他方、OECD（経済協力開発機構）のPISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒については、例えば、

- ① 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、
 - ② 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題、
 - ③ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、
- が見られるところである。

このため、平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請し、同年4月から審議が開始された。この間、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定されたところである。中央教育審議会においては、このような教育の根本にさかのぼった法改正を踏まえた審議が行われ、2年10か月にわたる審議の末、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申においては、上記のような児童生徒の課題を踏まえ、

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示された。

具体的には、①については、教育基本法が約60年振りに改正され、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の新しい理念が定められたことや学校教育法において教育基本法改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた学習指導要領改訂であることを求めた。③については、読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能は、例えば、小学校低・中学年では体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切との提言がなされた。この基盤の上に、④の思考力・判断力・表現力等をはぐくむために、観察・実験、レポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を発達の段階に応じて充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成のために、小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱、漢字の読み書きなど基本的な

力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必要があると指摘した。また、⑦の豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実については、徳育や体育の充実のほか、国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらとともに生きる自分への自信をもたせる必要があるとの提言がなされた。

また、高等学校の教育課程の枠組みについては、高校生の興味・関心や進路等の多様性を踏まえ、必要最低限の知識・技能と教養を確保するという「共通性」と、学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という「多様性」のバランスに配慮して改善を図る必要があることが示された。

この答申を踏まえ、平成20年3月28日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示したのに続き、平成21年3月9日には高等学校学習指導要領及び特別支援学校の学習指導要領等を公示した。

高等学校学習指導要領は、平成25年4月1日の入学生から年次進行により段階的に適用することとしている。それに先だって、平成22年4月1日から総則の一部、総合的な学習の時間及び特別活動について先行して実施するとともに、中学校において移行措置として数学及び理科の内容を前倒しして実施することとしたことに対応し、高等学校の数学、理科及び理数の各教科・科目については平成24年4月1日の入学生から年次進行により先行して実施することとしている。

2 改訂の趣旨

平成20年1月の中央教育審議会答申においては、学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科等の改善の基本方針や主な改善事項が示されている。このたびの高等学校公民科の改訂は、これらを踏まえて行ったものである。

中央教育審議会の答申の中で、社会科、地理歴史科、公民科の改善の基本方針及び高等学校地理歴史科・公民科の改善の具体的事項については、次のように示された。

(i) 改善の基本方針

- 社会科、地理歴史科、公民科においては、その課題を踏まえ、小学校、中学校及び高等学校を通じて、社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善を図る。
- 社会的事象に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成する観点から、各学校段階の特質に応じて、習得すべき知識、概念の明確化を図るとともに、コンピュータなども活用しながら、地図や統計など各種の資料から必要な情報を集めて読み取ること、社会的事象の意味、意義を解釈すること、事象の特色や事象間の関連を説明すること、自分の考えを論述することを一層重視する方向で改善を図る。
- 我が国及び世界の成り立ちや地域構成、今日の社会経済システム、様々な伝統や文化、宗教についての理解を通して、我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。

(ii) 改善の具体的事項

(高等学校)

- 中学校社会科の学習を踏まえ、各科目の特質と相互の関連性を考慮しながら、習得した知識、概念や技能を活用して、世界や日本の歴史的事象や地理的事象、現代社会の諸事象について考察し、その内容を説明したり自分の考えを論述したりすることを通して、社会的事象についての見方や考え方を成長させるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視して、次のような改善を図る。
- (イ) 公民科については、よりよい社会の形成に自ら参画していく資質や能力を育成するため、

各科目の専門的な知識，概念や理論及び倫理的な諸価値や先哲の考え方などについて理解させるとともに，それを手掛かりに各科目の特質に応じて取り上げた諸課題を考察させ，社会的事象に対する客観的で公正な見方や考え方と人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視して改善を図る。

- ・ 「現代社会」については，倫理，社会，文化，政治，法，経済にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて，人間としての在り方生き方についての学習や，議論などを通して自分の考えをまとめたり，説明したり，論述したりするなど課題追究的な学習を一層重視する。
- ・ 「倫理」については，人間としての在り方生き方への関心を高めることを重視し，その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げるとともに，自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めさせる。また，生命，環境，情報，文化などを取り上げて，課題追究的な学習や討論を行うことを一層重視し，社会の一員としての自己の生き方を探求できるようにする。
- ・ 「政治・経済」については，習得した知識，概念や理論などを活用し，課題を追究させる学習を一層充実させ，政治や経済についての見方や考え方を培うようにする。また，グローバル化や規制緩和の進展，司法の役割の増大などに対応して，法や金融などに関する内容の充実を図る。

3 改訂の要点

今回の改訂では，公民科として，各科目の専門的な知識，概念や理論及び倫理的な諸価値や先哲の考え方などについて理解させるとともに，習得した知識や概念，技能などを用いて，各科目でまとめとしてそれぞれの特質に応じた諸課題について探究させることを通して，現代社会の諸事象について考察し，その内容を説明したり自分の考えを論述したり，討論したりすることを通して，社会的事象についての見方や考え方を成長させるようにした。また，社会参画，伝統や文化，宗教に関する学習などの重視や，グローバル化や規制緩和の進展，司法の役割の増大等に対応して，法や金融，消費者に関する学習の充実を目指して，各科目の特質に応じた内容の改善を図った。さらに，人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視して内容を構成した。

「現代社会」では，科目の導入において，社会の在り方を考察する基盤として，幸福，正義，公正などについて理解させ，倫理，社会，文化，政治，法，経済，国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに，科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり，説明したり，論述したりするなど課題を探究させる学習を行い，人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ることとした。また，青年期についての学習の中で伝統や文化を扱うこと，法に関する学習では，法や規範の意義や役割，司法制度の在り方について理解させること，経済に関する学習では金融，消費者，私法に関する内容の充実を図ることとした。

「倫理」では，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に基づいて，他者と共に生きる主体としての豊かな自己形成を図ることができるようにするため，人間としての在り方生き方への関心を高め，その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げて自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めるとともに，課題を探究する学習を一層重視し，論述や討論などの言語活動を充実させ，社会の一員としての自己の生き方を探求できるようにした。

「政治・経済」では，習得した知識，概念や理論などを活用し，持続可能な社会の形成という観点から課題を探究させ，政治や経済についての見方や考え方を身に付けさせるという従前の構成を引き継ぎ，一層の充実を図ることとした。その際，グローバル化や規制緩和の進展，司法の役割の増大などに対応して，法や金融などに関する内容の充実を図るとともに，国際政治において文化や宗教の多様性についても理解させることとした。

第2節 公民科の目標

5 広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

10 今回の改訂において教科目標については、従前の趣旨を受け継ぎ、改正された教育基本法第1条の「平和で民主的な国家及び社会の形成者」という表現に合わせて、文言を一部改めるにとどめている。

目標は次の各部分から構成されている。

15 第1の部分は「広い視野に立って」という部分である。これは、①中学校までの社会科学習の成果を活用すること、②多面的・多角的に考察しようとする態度と公正で客観的な見方や考え方に立つこと、③国際的な視野を育てること、を意味している。

20 第2の部分は「現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て」という部分である。まず、「現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせる」については、これからの社会は少子高齢化、高度情報化、グローバル化の進展や、環境問題など地球規模で対応しなければならない課題が山積し、異なる文化・文明との共存や国際協力の必要性が増大することが予想されており、「知識基盤社会」の時代などと言われる社会の構造的な変化の中で、生徒の現代社会に対する関心を高め主体的に課題を設け意欲的に探究し考察させる学習の充実を図ることは極めて重要である。次の「人間としての在り方生き方についての自覚を育て」については、従前と同様、現代社会についての理解を踏まえ、生徒が人間としての望ましい在り方について学び自己の生き方を主体的に選び取り、意義ある人生を送れるようになることを目指すものであることを意味していると同時に、今回の改訂においては、指導の充実が求められたところである。

25 第3の部分は「平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。」という部分である。これは、従前の公民科の目標であった「民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者」を育成することを目指すこの教科の究極目標と同じものである。

30 「公民」とは、政治的な観点からとらえる場合の国民を指す。また、「公民としての資質」とは、現代の社会について探究しようとする意欲や態度、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として、社会についての広く深い理解力と健全な批判力とによって政治的教養を高めるとともに物心両面にわたる豊かな社会生活を築こうとする自主的な精神、真理と平和を希求する人間としての在り方生き方についての自覚、個人の尊厳を重んじ各人の個性を尊重しつつ自己の人格の完成に向かおうとする実践的意欲を、基盤としたものである。また、これらの上に立って、広く、自らの個性を伸長、発揮しつつ文化と福祉の向上、発展に貢献する能力と、平和で民主的な社会生活の実現、推進に向けて主体的に参加、協力する態度とを含むものである。

第3節 公民科の科目構成

公民科は，従前と同様，次の3科目をもって構成されている。

科 目	標準単位数
現 代 社 会	2 単 位
倫 理	2 単 位
政治・経済	2 単 位

公民科は，従前と同様に，「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」をすべての生徒に履修させることとした。また，標準単位数についても従前と同様に，「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」とも2単位であり，必履修科目の最低単位数は2単位とした。

第2章 各 科 目

第1節 現代社会

1 科目の性格と目標

(1) 「現代社会」の基本的性格

「現代社会」は科目設立以来、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を養うとともにそれと関連させながら人間としての在り方生き方を考える力を養うことを基本的なねらいとしてきた。また、学び方の習得を図ることを科目の特色としてきた。

今回の改訂では、この基本的なねらいや特色を引き継ぎながら、道徳教育及び基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらを活用する学習活動を充実させる観点から、社会の主体的な形成者として、社会の在り方について考察するための基本的な枠組みを学んだり、人間としての在り方生き方にかかわる問題について議論したり考えたりしてその自覚を一層深めることを重視して改善を図った。

そのため、これまでの二つの大項目による構成から、「(1) 私たちの生きる社会」と「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」、「(3) 共に生きる社会を目指して」の大項目で構成するように改めた。すなわち、大項目(1)でこの社会の在り方を考察するための基本的な枠組みを構成する幸福、正義、公正などを理解させ、これを基盤として、大項目(2)において、現代社会について倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度から理解させるとともに、自己とのかかわりに着目させて、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させるようにした。さらに最後の大項目(3)では、この科目のまとめとしてこれまでの学習成果を活用して課題を探究させ、人間としての在り方生き方について考察を深めさせることを通して、この科目のねらいをよりよく達成できるようにした。

また、学び方の習得については、生涯にわたって主体的に学習に取り組むことができるよう学習方法や課題の探究方法などを各大項目のねらいに即して身に付けさせることが必要である。

(2) 目 標

人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

「現代社会」の科目目標については従前と基本的には同じである。「現代社会」は、この1科目でもって公民科の教科目標を達成することのできる科目として設けられている。そのため「現代社会」の科目目標については、公民科の教科目標を受け止めるとともに、従前の「現代社会」の趣旨を継承した構成となっている。

冒頭の「人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて」については、従前と同様に、民主主義の基本理念である「人間の尊重」と、社会認識の基本をなす「科学的な探究の精神」に基づいて学習を展開するものであることを明示している。

「広い視野に立って」の部分は、教科目標と同様の趣旨であり、中学校社会科の学習の成果を踏まえ、現代の社会的事象を多面的・多角的にとらえるとともに、グローバル化の進展を視野に入れた学習を意味しており、この後に続く部分すべてにかかっている。

「現代の社会と人間についての理解を深めさせ」という部分は、学習対象が社会と人間についてであり、しかも生徒の生きる現代に焦点を当てたものであることを示したものである。

「現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在

5

り方生き方について考察する力の基礎を養い」という部分は、「現代社会の基本的な問題について、現代社会の在り方を考察する基本的な枠組みを習得し、それを基盤として問題をとらえて、主体的に考察し公正に判断する」ことと「自ら人間としての在り方生き方について考察する」ことの相互の関連に留意した課題探究的な学習活動を目指す趣旨であり、この科目において育成しようとする能力と態度を示している。また、「主体的に考察し」という部分は、公民科が社会の変化に自ら対応する能力や態度を育成する観点から、生徒の主体的な学習を重視していること、そして、現代の社会に対する関心を高め意欲をもって考察させることを重視していることを示している。

10

「良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」という最後の部分は、従前と同様に公民科に属する他の2科目と共通の表現になっており、広く、自らの個性を発揮、伸長しつつ文化と福祉の向上、発展に貢献する能力と、国家・社会の有為な形成者として平和で民主的な社会生活の実現、推進に向けて主体的に社会の形成に参画する態度を育てることが、公民科の究極のねらいであることを示している。

2 内容とその取扱い

(1) 私たちの生きる社会

現代社会における諸課題を扱う中で、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させるとともに、現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考察することの大切さを自覚させる。

(内容の取扱い)

- ア 内容の(1)については、次の事項に留意すること。
- (ア) 内容の(1)は、この科目の導入として位置付けること。
- (イ) 「現代社会における諸課題」としては、生命、情報、環境などを扱うこと。

この大項目は、現代社会に生きる生徒がよりよい社会を形成していくために、現代社会における諸課題をとらえ、考察するための枠組みを身に付けさせるとともに、21世紀に入りますますます激しく変化する社会に対する関心を高め、この社会の中でいかに生きていくのかを考察することの大切さを自覚させることを主なねらいとして今回新たに設けたものである。

現代社会は、科学技術の発展やグローバル化の進展により大きく変化するとともに生活における多くの場面で飛躍的に利便性が高まってきているが、その一方で多くの課題も生じている。これらの諸課題については、その解決に向けて様々な主張がなされていることも多い。しかし、それぞれの主張がどのような考え方をもとになされているのか、どのように解決しようとしているのかについて整理しなくてはよりよい解決に向けて考察することは困難である。言い換えれば、現代社会の諸課題を検討するためには、何が課題となっているのか、どのような主張の対立があり、それぞれの主張はどのような関係になっているのかを整理をした上で考察を進めることが大切なのである。そこで、この大項目では、課題をとらえ、考察するための基本的な枠組みを理解させることとしたのである。

従前の学習指導要領においては、社会的事象をとらえる概念的な枠組みとして「見方や考え方」の育成を図ることが求められたが、今回の改訂ではさらに現代社会の諸課題をとらえる枠組みを理解させることをねらいとしているのである。なお、この大項目は「この科目の導入として」(内容の取扱い)位置付けており、以後の学習においてここでの学習の成果を生かすことができるよう、また、単なる知識の習得に終わらせることなく、この科目全体の学習の動機付けとしてふさわしくなるよう留意して指導することが求められる。

「現代社会における諸課題」については、「生命、情報、環境など」(内容の取扱い)についてそれぞれ取り上げることとしている。それは社会の在り方を考察するための枠組みは、現代社会における様々な課題を考察する際に見られるものであることを理解させることをねらいとしているからである。また、現代社会の諸課題に対する関心を高めるよう指導を工夫することが大切である。

「社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させる」については、現代社会の諸課題をとらえて考察するための基本的な枠組みを構成するものとして「幸福、正義、公正」などがあることを理解させるとともに、これらが社会の在り方を考察する上で大切なことを理解させることを意味している。「幸福、正義、公正」などの関係を説明すると以下のようになる。

一人一人の人間は、それぞれが自分らしく生き、自己の目的が実現できることを求めている。個々人は、自らの「幸福」を願い、充実した人生を求めているのであって、こうした願いができる限り実現できるよう配慮されていることが、現代社会の諸課題を考察する上で大切なことであると言えよう。しかし、自己の幸福の追求は、時として他者や他の集団、あるいは社会全体の幸福と対立や衝突することがある。

そこで、このような対立や衝突を調整し、いかにによりよい社会を形成すべきか考察することが必要である。そのとき、すべての人にとって望ましい解決策を考えることを、ここでは「正義」について考えることであるとしている。つまり、ここでいう「正義」とは、何か特定の内容があると考え
5 えるのではなく、何が社会にとって正しいのかということについて考えることが「正義」について考
えることであるにとらえているのである。

「正義」について考える際に、必要となってくるのが「公正」である。すなわち、「公正」とは、
対立や衝突を調整したり解決策を考察したりする過程において、また、その結果の内容において、
個々人が対等な社会の構成員として適切な配慮を受けていることである。また、「公正」であると
10 は、社会の制度や規範、あるいは行為の結果を正しいものとして人々が受容する条件が成り立っ
ていることということもできる。例えば、対立や衝突の調整を図る場合、当事者のうち片方の主張だ
けを取り上げていないか、少数者にも配慮しながら社会の多数の幸福を図るようにしているかなど、
手続きや結果についての「公正」が確保されているかどうかなどを一つの目安として考えることが
できる。

以上のように、「幸福、正義、公正」などは個別に取り上げて理解させるのではなく、現代社会
15 における諸課題をとらえる枠組みとして相互に関連させて扱うことが大切である。現代社会におい
て「幸福、正義、公正」などがどのような形で実現されてきたのか、諸課題を解決していく中で、
「幸福、正義、公正」などをどのように実現していくのか、そのためには課題をとらえて考察する
ための基本的な枠組みはどのようになっているのかということをも身に付けさせることを目指してい
るからである。

「現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考察することの大切さを自覚させる」
20 については、この大項目が、生徒自らが現代社会における諸課題を、自らの課題として受け止め、
主体的に考察することができる力を育てることが大切であるということの意味している。

その際、人間は他の人々とのかかわりなしには生きることができないこと、とりわけ今日、自己
の生き方を他者や社会とのかかわりにおいて考えることが必要になっており、調和のとれた豊かな
25 人間性の育成や社会性の育成が重視されていることを理解させ、他者と共に生きる自己の生き方を
考察させることが大切である。

指導に当たっては、先に「現代社会における諸課題」の解説で述べたように、生命、情報、環境
などについてそれぞれ取り上げるようにするが、ここでは課題を解決させることを求めているので
はなく、これらの諸課題をとらえ考察するための基本的な枠組みを身に付けさせ、社会の在り方を
30 考察する基盤を理解させるよう留意する。

また、これらの諸課題が倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など様々な分野に広くか
かわる課題であることに留意して指導するとともに、生徒が現代社会における諸課題を自らの在り
方生き方と関連させて考察することができるよう留意する。

「生命、情報、環境などを扱うこと」（内容の取扱い）については、それぞれの内容の特質を生
35 かした指導の工夫が必要になる。

「生命」を取り扱う場合については、近年の生命科学や科学技術の進展に伴い、従来の生命観の
みでは対処することが難しい様々な課題が生じてきていることに気付かせ、生命にかかわる課題を
考察させることを通して、幸福、正義、公正など社会の在り方を考察する基盤を理解させる。

例えば、クローン技術の研究に関して、生命の尊厳を保持しようとする立場と食料増産を実現し
40 ようとする立場との対立を取り上げ、科学技術の進歩が従来の倫理観にどのような影響を与えて
いるのか、人類の福祉の増進のために科学技術の活用の仕方はどのようにあるべきなのかについて考
察させることが考えられる。

「情報」を取り扱う場合は、インターネットや携帯電話などが急速に普及し、デジタル多チャ
ンネル放送が実働している現在、多彩なメディアが伝える情報なしに、私たちの生活はもはや成り
45 立たなくなっていることに気付かせ、このような情報化社会における情報の活用や情報にかかわる
諸課題を考察させることを通して、幸福、正義、公正など社会の在り方を考察する基盤を理解さ
せる。

例えば、生活の安全にかかわる情報の流布について、情報を流布することから生じる個人や組織

の利益侵害と、情報を公開しないことによって生じる社会の安全に対する不安や危険性との対立を取り上げ、どのような制度や規範でもって調整すべきかについて考えさせるなど、人々の多様な価値観を背景に生じる対立や衝突、社会的な課題を取り上げ、考察させることが考えられる。

「環境」を取り扱う場合は、環境問題が深刻化する現代社会において、これまでの環境にかかわる政治・経済体制や倫理観について検討を深めることの大切さに気付かせながら、地球温暖化、資源・エネルギー問題などの環境にかかわる諸課題を考察させることを通して、幸福、正義、公正など社会の在り方を考察する基盤を理解させる。その際、「地球の有限性」「世代間倫理」などを手掛かりにすることなどが考えられる。

例えば、熱帯林伐採に関して、経済活動を優先する立場と環境の保全を期待する立場との対立を取り上げ、なぜ地球規模の課題とされながらも国際的な合意が成立しにくいのか、有限な環境と資源という状況の中で、現在世代の利益と将来世代の利益とをどのようにして調和させるのかについて考察させることが考えられる。

なお、この大項目で指導したことが、以後の学習に活用されていくことができるよう十分に留意して指導計画を作成し、それに基づいた学習を展開することが必要である。その際、ものごとのとらえ方や生き方については様々な考え方があることに留意し、多様な観点や様々な立場からものごとを見ていく姿勢をもたせることが大切である。

(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度から理解させるとともに、自己とのかかわりに着目して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させる。

(内容の取扱い)

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(ア) 項目ごとに課題を設定し、内容の(1)で取り上げた幸福、正義、公正などを用いて考察させること。

この大項目は、「ア 青年期と自己の形成」、「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」、「ウ 個人の尊重と法の支配」、「エ 現代の経済社会と経済活動の在り方」及び「オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割」の中項目から成っている。

ここでは、現代社会を、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際関係など多様な角度からとらえさせるとともに、「項目ごとに課題を設定し、内容の(1)で取り上げた幸福、正義、公正などを用いて考察させること」(内容の取扱い)を通して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させることを主なねらいとしている。

ア 青年期と自己の形成

生涯における青年期の意義を理解させ、自己実現と職業生活、社会参加、伝統や文化に触れながら自己形成の課題を考察させ、現代社会における青年の生き方について自覚を深めさせる。

(内容の取扱い)

(イ) アの「生涯における青年期の意義」と「自己形成の課題」については、生涯にわたる学習の意義についても考察させること。また、男女が共同して社会に参画することの重要性にも触れること。

ここでは、現代社会に生きる青年として、青年期の意義を理解させるとともに、自己の内面形成と社会とのかかわりに着目させながら自己形成の課題を考察させ、青年としていかに生きるかを考察することの大切さについて自覚させることを主なねらいとしている。

指導に当たっては、「内容の(1)で取り上げた幸福、正義、公正などを用いて」(内容の取扱い)、
5 自己と社会とはどのようなかかわりをもっているのか、青年としてどのように生きるのかについて考察させるとともに、多くの可能性の中から自らの生き方を模索しつつ自己形成の課題を明らかにしていこうとする態度や、主体的に社会の形成に参画しその発展に寄与する態度を養うよう配慮することが大切である。

「生涯における青年期の意義を理解させ」については、青年期は自己を確立する基礎を培う重要な時期であり、親などからの依存を脱却し、自らの生き方を多くの可能性の中から選択しつつ社会とのかかわり合う中で自己を形成し、心理的、社会的な自立を遂げていく重要な時期であることを理解させる。また、青年期は自己の内面と現実社会の葛藤かつとうの中から、アイデンティティを確立する時期であることを理解させるとともに、よりよく生きることを追求することの大切さを自覚させる。

その際、生徒が生活の中で直面する問題を取り上げるなどして、「生涯にわたる学習の意義についても考察させ」(内容の取扱い)、生涯にわたって学び続けることが人間生活を豊かにし、よりよく生きることにつながることや、多くの可能性の中から自らの生き方を模索し主体的に選び取っていくためには学習が大切であることなどについて気付かせる。

「自己実現と職業生活」については、現代社会の特質や社会生活の変化とのかかわりの中で職業生活をとらえさせ、望ましい勤労観・職業観や勤労を尊ぶ精神を身に付けさせるとともに、自己の個性を発揮しながら新たなものを創造しようとする精神を大切にし、自己の幸福の実現と将来の職業生活や人生の充実について触れながら考察することが大切である。

「社会参加」については、自己とのかかわりに着目させながら、自己形成にとって社会とのかかわりが重要であること、社会参加することによって、社会の維持・発展に貢献するばかりでなく、自己実現を可能にすることができることなどを理解させ、どのように社会的役割を担っていくのかについて考察させる。

その際、「男女が共同して社会に参画することの重要性」(内容の取扱い)について留意し、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保され、ひとしく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受でき、かつ共同して社会に参画し、共に責任を担う必要性について理解させるとともに、社会の発展に寄与する責任ある個人として適切に判断し行動することが求められていることについても触れることとする。

「伝統や文化」については、伝統や文化が、私たちの日常生活に様々な影響を与えてきたことに着目させながら、変化する現代社会において、伝統を継承し、文化を創造することが大切であると同時に、伝統や文化についての深い理解は、他者や社会との関係だけではなく、自己と対話しながら自分を深めていく上でも極めて重要であることに気付かせ、伝統や文化と自らの行動様式や考え方との関係について考察させる。

「自己形成の課題を考察させ」については、人間は社会的存在であり他者とのつながりや社会とのかかわりなしでは生きてはいけないことや、他者と共に生きるには自己の幸福の追求と自己を取り巻く社会との調和が大切であることなどに気付かせ、責任ある個人として社会に積極的に参加していくことが求められていることなどについて理解させた上で、自らの人生や進路選択などを視野に入れながら、自己形成にかかわる自らの課題を考察させる。

その際、「生涯にわたる学習の意義」(内容の取扱い)について取り上げ、日々変化する社会や技術の進展に対応するために、生涯にわたって学習していくことなどが必要であることを理解させる。

「現代社会における青年の生き方について自覚を深めさせる」については、これまでの学習を踏まえ、自己に対する理解を深めさせるとともに、現代社会に生きる青年として、よりよく生きることの大切さを自覚させる。例えば、青年としての自己の目的を実現しようとする行動と社会の利益が対立した場合を課題として取り上げ考察させ、自覚を深めさせることが考えられる。

イ 現代の民主政治と政治参加の意義

基本的人権の保障、国民主権、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、天皇の地位と役割、議会制民主主義と権力分立など日本国憲法に定める政治の在り方について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、民主政治における個人と国家について考察させ、政治参加の重要性と民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。

(内容の取扱い)

(ウ) イについては、地方自治に触れながら政治と生活との関連について認識を深めさせること。「政治参加の重要性」については、世論の形成の意義についても理解させること。また、「民主社会において自ら生きる倫理」については、個人と社会との関係に着目して考察させること。

ここでは、民主政治の基本原則に基づきながら、日本国憲法の基本原則と政治機構、民主政治における世論形成と政治参加の意義について理解させるとともに、民主政治の前提となる個人の在り方について、個人と国家を中心に考察させ、民主社会に主体的に生きる人間としての在り方生き方について考察させることを主なねらいとしている。また、従前の「ウ 現代の民主政治と民主社会の倫理」を再構成し、政治の仕組みを中心にした内容としている。

指導に当たっては、「ウ 個人の尊重と法の支配」において扱う内容との関連に配慮するとともに、「内容の(1)で取り上げた幸福、正義、公正などを用いて」(内容の取扱い)、なぜ議会を通して意思決定を行う必要があるのか、政治になぜ参加するのかなどについて考察させる。また「地方自治に触れながら政治と生活との関連について認識を深めさせる」(内容の取扱い)など、身近な生活にかかわる事例を通して理解を深めさせるようにする。さらに、民主社会における倫理的な自覚を深めさせるに当たっては、具体的な事例を取り上げて考えさせるなど、指導内容の構成や指導の方法について生徒の実態に応じた工夫を行うことが大切である。

「基本的人権の保障」については、近代民主政治の発展の中で築かれてきたものであることを踏まえて国家権力と人権保障との関係について考えさせ、基本的人権の保障の充実と発展が民主政治の究極の目標であることについての認識を深めさせるとともに、現実の政治においてどのように基本的人権が保障されているかなどについて理解を深めさせる。

「国民主権」については、国民主権が民主政治の根幹であり、日本国憲法の基本原則になっていること、我が国においては基本的に国会を中心としつつ様々な政治参加の方法を通じて国民主権が実現される仕組みになっていることについて理解を深めさせ、主権者としての自覚を培うようにすることが大切である。

「平和主義と我が国の安全」については、日本国憲法の平和主義について理解を深めるとともに、我が国の防衛に関する基本的な事柄にも触れながら、我が国の安全が世界の平和の維持といかに不可分に関連しているかについて理解を深めさせる。指導に当たっては、「(2)オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割」の中の「我が国の安全保障と防衛及び国際貢献」との関連に留意する。

「天皇の地位と役割」については、国民主権と関連させながら、天皇が日本国及び日本国民統合の象徴であること、日本国憲法の規定に基づき、内閣の助言と承認により国事に関する行為を行っていることを理解させる。

「議会制民主主義と権力分立」については、我が国が国会を中心とする民主政治の仕組みをとっていること、議会制民主主義の意義、多数決の原理とその運用の在り方、国会と内閣の関係について理解させるとともに、民主政治における権力分立の意義などについて、法の支配や基本的人権の保障と関連付けて、理解を深めさせる。

「日本国憲法に定める政治の在り方について国民生活とのかかわりから認識を深めさせる」については、我が国の政治機構について、その現状と課題を理解させるとともに、現実の生活の中から現代の民主政治と政治参加の意義について考察させる。

「民主政治における個人と国家について考察させ」については、まず民主政治と国家の在り方について、個人と国家の関係の観点から、社会契約説などに触れながら考察させるとともに、個人の在り方生き方と民主政治の在り方がどのように関連しているのかについて考察させる。例えば、民主政治の下では、政治参加は国民の重要な権利であると同時に義務とも言えるものであることを踏まえ、主権者としての在り方生き方を考察させることなどが考えられる。

「政治参加の重要性…について自覚を深めさせる」については、民主政治の下では、国家の行為に対して最終的には国民自らが責任をもつことになることを理解させることが考えられる。その際、「世論の形成の意義」（内容の取扱い）にも触れ、民主政治は国民の多様な意見を基礎に運用されていることを踏まえ、大衆民主政治の下における政治的無関心の増大がもつ危険性などについて理解させるとともに、政党政治と選挙、行政の民主化、世論とマスコミュニケーション、圧力団体や住民運動などについても、間接民主政治の在り方と関連させつつ理解を深めさせる。

「民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。」については、「個人と社会との関係に着目」（内容の取扱い）させ、社会を構成する個人の生き方の選択が、社会全体の課題にどのように関連しているのかについて考察を深めさせ、各人の希望とよりよい社会の実現のために連帯意識をもって主体的に努力する態度を育てることが大切である。

ウ 個人の尊重と法の支配

個人の尊重を基礎として、国民の権利の保障、法の支配と法や規範の意義及び役割、司法制度の在り方について日本国憲法と関連させながら理解を深めさせるとともに、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等などについて考察させ、他者と共に生きる倫理について自覚を深めさせる。

（内容の取扱い）

（エ）ウについては、法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに裁判員制度についても扱うこと。

ここでは、「個人の尊重」の原理を基礎として、日本国憲法と関連させながら、基本的人権の保障に関する理解を深めさせるとともに、法の支配と法や規範の意義及び役割、司法制度の在り方について理解させることによって、「法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせる」（内容の取扱い）こと、また、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等などについて考察させ、他者と共に生きる倫理について自覚を深めさせることを主なねらいとしている。また、従前の「ウ 現代の民主政治と民主社会の倫理」を再構成し、基本的人権の保障と法の支配に関する内容を中心に新たに設けた中項目となっている。

指導に当たっては、「内容の(1)で取り上げた幸福、正義、公正などを用いて」（内容の取扱い）、なぜ基本的人権の保障や法の支配の実現が大切かを、「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」との関連に留意して考察させ、個人の尊重を基礎として、基本的人権の保障と法の支配が相互に関連していることを理解させることが大切である。

「個人の尊重」については、すべて国民は、尊厳をもつかけがえのない人格として、一人一人が尊重されなければならないことを理解させる。そして、このような個人の尊重原理が、人々が互いに協力して社会生活を行う上で前提となる条件であって、基本的人権の保障や法の支配の基礎であるとともに、民主政治の究極の目標であることについて理解させる。

「国民の権利の保障」については、国民主権を基礎とする憲法において基本的人権を保障する意義を考察させ、自由、平等、適正手続の保障など、日本国憲法が保障する基本的人権の基礎となる価値や概念について理解を深めさせる。そして、これらの価値や概念に基づいて、国家と個人あるいは個人と個人の関係に関する問題を自ら考察することができるようすることが大切である。

「法の支配」については、法が、人々を公正に処遇し、相互の信頼を確保することを目指すもの

であることを理解させた上で、法の支配が、暴力等による恣意的支配を排除し、合理的な議論に基づく統治を目指すものであって、国家権力を含めてすべての者を等しく法に服させることにより、その自由と平等を確保しようとするものであることを理解させる。

「法や規範の意義及び役割」については、社会規範には、法や宗教、道徳などがあり、それぞれの役割を有していることや、法は刑罰などによって国民の行為を規制するだけではなく、国民の活動を積極的に促進し、紛争を解決するなど、日常生活に密接に関連していることについて認識を深めさせる。道徳、宗教などは主体的な個人の内面規律や自立、個の確立を重視することを特色としていることを理解させる。その際、法の一般性、明確性など、法が備えるべき特質を理解させ、法の適切さを考える視点を身に付けさせるとともに、民主社会に主体的に生きる個人として、法やその他の規範の内容を吟味して、よりよいものにしていこうとする努力が大切であることに気付かせるとともに、法と道徳の関係について留意して、法の役割の限界についても気付かせるようにする。

「司法制度の在り方」については、法の支配の実現のために司法制度や違憲審査制が果たすべき役割や、司法の独立など、公正な裁判を実現するための制度的な工夫について理解させ、国民の権利を保障するために法律家が身近なところで重要な役割を果たしていることに気付かせる。また、これに関連して「裁判員制度についても扱」（内容の取扱い）い、国民の司法参加の意義を理解させるとともに、刑罰の意義、犯罪被害者の救済や犯罪者の更生に触れるなど指導を工夫することが考えられる。

「生命の尊重」については、生命がかけがえのないものであり、現代社会においても最も大切な価値であって、個々人の生活や現代社会のあらゆる仕組みの中に生かされなければならないものであることについて考察させる。その際、生命に対する尊重及び畏敬の精神をあらゆる生活の中に生かしていくことが、人々が互いに協力をして社会生活を行っていく上での基本となっていることについて理解を深めさせることが大切である。

「自由・権利と責任・義務」については、自由・権利と責任・義務は切り離すことのできない関係にあることを理解させる。その際、自らの自由や権利を主張するということは、同時に他者に対しても同様の自由や権利を認めることが前提であること、自由や権利の行使に際しては、他者の自由や権利を侵害しないという制約を伴うこと、及び、義務や責任を果たすことによって初めて社会的な関係において自己の個性を生かすことができることを、具体的な事例を通して考察させる。例えば、基本的人権に関する課題を設定し、「幸福、正義、公正などを用いて考察させる」（内容の取扱い）。その際、なぜそのような基本的人権の保障が主張されるのか、そのような権利の保障と、他者の権利や公共の利益とをどのようにして調和させるかについて考察させることが考えられる。

「人間の尊厳と平等」については、人々は多様な価値観や考え方をもち、ときとして対立することもある。しかし、互いに同じ人間であり、尊厳を持つかけがえのない人格として平等であること、それゆえ、他の人々の願いについても自分の場合と同様に理解し尊重することが必要であることを考察させる。その際、暴力を否定し、差別のないよりよい社会を実現することが、他者のもつ尊厳を尊重する基本であることを認識させることが大切である。

「他者と共に生きる倫理について自覚を深めさせる」については、民主社会においては、各人が自己の個性を発揮し、また同時に他者の人格を尊重し共に協力して生きていくことが大切であり、そのためには、相互信頼と相互尊重の精神をもって、他者に対して公正な配慮を行うことが重要であることについて自覚を深めさせる。

エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会の変容などに触れながら、市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。

(内容の取扱い)

(オ) エの「市場経済の機能と限界」については、経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること。「金融」については、金融制度や資金の流れの変化などにも触れること。また、「個人や企業の経済活動における役割と責任」については、公害の防止と環境保全、消費者に関する問題などについても触れること。

ここでは、現代の経済社会において、自由な経済活動を基本とする市場経済の意義と機能やその限界、財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動が国民福祉の向上とどのような関連があるのかについて考察させる。また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させることを主なねらいとしている。

指導に当たっては、「内容の(1)で取り上げた幸福、正義、公正などを用いて」(内容の取扱い)、現代の経済社会における個人や企業はどのような目的で経済活動を行っているのか、また、経済活動に対してどのような責任があるのか、なぜ責任があるのかなどについて考察させ、市場経済に関する理解を深めさせるように配慮する。

「現代の経済社会の変容」については、資本主義経済の発展のあらましに触れるとともに、重化学工業化、経済のソフト化・サービス化の進展、IT産業の発展などが、それぞれの時代にもたらされた発明・発見による技術革新に伴って展開してきたことを理解させるとともに、グローバル化や国際分業の進展、産業構造の変化、人々のライフスタイルなどの変化などについて理解させる。

「市場経済の機能と限界」については、有限で希少な資源の効率的配分をもたらす市場機構について理解させるとともに、寡占や独占、外部不経済など市場経済の限界などについても理解させる。その際「経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れ」(内容の取扱い)、経済活動において取引相手同士が信頼関係を構築し、契約を履行することの重要性を考察させ、そうした取引を支える私法に関する基本的な考えについて理解させる。

「政府の役割と財政・租税」については、市場経済の中での政府の役割は、国民生活の向上と福祉の充実のために、民間部門では十分には供給することの難しい財やサービスを提供する役割があること、また所得再分配や経済の安定化を図る役割があることを、近年の経済の動向を踏まえて考察させるとともに、租税を中心とした公的負担の意義と必要性についての理解を深めさせる。その際、納税が国民の義務であることを理解させるとともに、税金がどのように使われどのようなサービスを受けているかなどについて納税者としての立場から関心をもつことが大切であることを理解させる。

「金融」については、現代の経済社会において、金融の意義や役割を理解させるとともに、金融市場の仕組み、中央銀行の役割や金融政策の目的と手段について理解させることが大切である。その際、「金融制度や資金の流れの変化などにも触れ」(内容の取扱い)、近年、金融の自由化が進展していることや直接金融の比率が高まっていること、さらに近年の金融制度や資金の流れ、金融政策の変化などを理解させる。その際、クレジットカードや電子マネーなどの普及によるキャッシュレス社会の進行、金融商品の多様化など、身近で具体的な事例を通して指導の工夫を図ることが求められる。

「経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる」については、経済成長がどのような要因によって決まるかを理解させるとともに、国民福祉の向上にとって重要な経済成長について、労働力投入や資本蓄積、あるいは技術進歩などその原動力となる諸要因を理解させる。さらに、資本主義経済が歴史的に景気循環を繰り返していることにも気付かせ、近年の景気の変動の主な要因や、政府による経済対策について、国民福祉の向上と関連させて理解させることが大切である。

「雇用、労働問題」については、近年の雇用や労働問題の動向を、経済社会の変化や国民の勤労権の確保の観点から理解を深めさせる。その際、終身雇用制や年功序列制などの制度の変化、非正規社員の増加、中高年雇用や外国人労働者にかかわる問題、労働保護立法の動向、労働組合の役割、

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などに関連させながら、雇用の在り方や労働問題について国民福祉の向上の観点から考えさせることが大切である。

「社会保障」については、疾病や出産、障害、加齢など様々な原因により発生する経済的な不安を取り除くなどして生活の安定を図り、人間として生活が保障される社会保障制度の意義や役割を理解させるとともに、現状と課題などを、医療、介護、年金などの保険制度においてみられる諸課題を通して理解させる。またその際、少子高齢化の進行や、財政との関連、保険料の負担などとの関係について考察させる。

「個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる」については、個人や企業が社会を構成する一員として、経済活動において役割を担い、また法的責任のみならず社会的責任を担っていることを考察させることが大切である。

その際、「公害の防止と環境保全」（内容の取扱い）については、例えば、都市・生活型公害や身近な環境汚染の事例などを取り上げ、その解決には、行政による公害防止規制と環境保全のための適切な対応とともに、個人や企業は法的、社会的に責任ある行動が求められていることを理解させる。また、環境への負荷を少なくし、健全な経済発展を図り、持続可能な社会を築くことが、公害防止と地球規模での環境保全にとって必要であることの理解を深めさせるとともに、現代文明と生活様式の在り方を見直すことの必要性にも気付かせるようにする。

また、「消費者に関する問題」（内容の取扱い）については、契約に関する基本的な考え方について理解させ、契約が複数の意思表示の合致によって成立する法律行為であること、不完全な意思表示に基づいて行われる場合は契約が無効になったり、これを取り消したりすることができることを理解させるとともに、契約により生ずる様々な責任についても理解させることが必要である。消費者問題については、「情報の非対称性」の観点から消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者基本法や消費者契約法などを踏まえ、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援の観点から指導することに留意することが大切である。その際、例えば、高金利問題、多重債務問題などを扱い、消費者としての権利や責任について考察させることが大切である。また、例えば製品事故、薬害問題などを扱い、行政や企業の責任にも触れるようにする。

オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割

グローバル化が進展する国際社会における政治や経済の動向に触れながら、人権、国家主権、領土に関する国際法の意義、人種・民族問題、核兵器と軍縮問題、我が国の安全保障と防衛及び国際貢献、経済における相互依存関係の深まり、地域的経済統合、南北問題など国際社会における貧困や格差について理解させ、国際平和、国際協力や国際協調を推進する上での国際的な組織の役割について認識させるとともに、国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考察させる。

（内容の取扱い）

（カ）オの「人種・民族問題」については、文化や宗教の多様性についても触れ、それぞれの固有の文化などを尊重する寛容の態度を養うこと。

ここでは、グローバル化が進展する国際社会の動きを、政治や経済の動向を取り上げて具体的に概観し、国際政治や国際経済に関する諸問題などについて理解させる。さらに、国際平和及び国際協力や国際協調を推進する上で国際的な組織の果たす役割が増大していることを認識させ、国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考察させることをねらいとしている。

指導に当たっては、国際社会に関する具体的な事例を取り上げながら、「内容の(1)で取り上げた幸福、正義、公正などを用いて」（内容の取扱い）日本が国際社会において果たすべき役割を日本人という立場から考察させるとともに人類という立場からも考察させるなどの工夫をすることが大

切である。

「グローバル化が進展する国際社会における政治や経済の動向」については、冷戦終結後、市場経済化が加速し、人、商品、資本、情報、技術などが国境を越えて自由に移動し、国際的な相互依存関係が深まるとともに、新興諸国の経済発展などにより世界経済が変容してきていることについて理解させる。また、グローバル化の進展により生活が便利になった一方で、経済的な格差の広がり、情報や金融システムをめぐる問題、資源や食料価格の変動など、国家を単位とした取組だけでは解決の困難な問題が増加していることなどを取り上げながら、国際社会における政治や経済の動向及び国際社会の諸問題について概観させる。

「人権、国家主権、領土に関する国際法の意義」については、国際社会において主権国家相互の行動を規律し国際間の秩序を作り出す国際法の意義と役割について理解させる。その際、基本的人権の保障が国境を越えた人類共通の課題であることや、人権に関する国際的な取決めの意義について理解させる。また、国際社会において国家主権は相互に対等なものとして尊重されることを理解させるとともに、国家主権が国際平和の維持などのために制限される場合もあること、国際的な相互依存関係が深まる中で国際平和の実現や人権問題の解決に向けて国際連合や非政府組織（NGO）など国際的な組織の果たす役割が増大していることに気付かせる。さらに、領土が領空や領海を含むものであり、国民の基本的な生活を保障し資源を確保する領域であることを踏まえ、領土に関する国際的な取決めの意義について理解させる。領土問題については、我が国をも含めて様々な国同士の間で未解決の問題があるが、国際平和の維持と安定のためにも平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。その際、我が国においては領土問題について、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて理解を深めさせる。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場を踏まえ、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせる。

「人種・民族問題」については、様々な人種や民族が一国内にあるいは国境を越えて存在している事実を踏まえ、人種や民族の違いが宗教や言語、国家主権などの問題と結び付いて、地域紛争や国際紛争を引き起こすことがあることについて理解させる。また、「文化や宗教の多様性についても触れ」（内容の取扱い）るとともに、経済的な格差など人種・民族問題の背景や原因及び近年の難民問題について考えさせ、人間の尊厳を重んじる立場から、「それぞれの固有の文化などを尊重する寛容の態度を養う」（内容の取扱い）とともに、グローバル化の進展により文化や宗教的な背景の違いを越えて共生していくために努力していく態度が必要であることを気付かせることが大切である。

「核兵器と軍縮問題」については、核兵器などの開発、使用及び広範な配備が国際社会に及ぼした影響や国際連合を中心とする国際機構や非政府組織（NGO）の軍縮への取組について理解させる。その際、第二次世界大戦において我が国に原子爆弾が投下されたことなどを踏まえるとともに、世界の安全保障の在り方について様々な観点から考えさせる。また軍縮問題については、軍縮の意義や効果について様々な観点に立って考えさせるとともに、国家間の相互理解を促進し、協調の精神を深めつつ、軍縮に向けて不断に努力する必要があること、さらに、国家間のみならず民間の交流を通じて信頼関係を深めることが大切であることを認識させる。

「我が国の安全保障と防衛及び国際貢献」については、大項目(2)の「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」の中の「平和主義と我が国の安全」と関連させ、広い視野から日本の安全保障の在り方と防衛及び国際貢献について考えさせる。その際、冷戦終結後の国際情勢の変化や国際社会の動向を踏まえるとともに、様々なレベルでの国際協力や食料などの安定確保など我が国の安全保障に向けての多角的な努力について、また、日米安全保障条約や我が国の防衛や国際社会の平和と安全の維持のために自衛隊が果たしている役割など我が国の防衛や国際社会の平和と安全に関する基本的事項について、広い視野に立って考察させる。なお、考察に当たっては、従来の国家を中心とする安全保障では対処しきれない内戦、病気や貧困、環境破壊などによって生存が脅かされている個々の人間の生存や安全を守ろうとする考え方などに着目するとともに、我が国が国際社会の平和

と安全にどのような役割を果たし貢献し得るかという観点から考察させることが大切である。

「経済における相互依存関係の深まり」については、情報通信技術の発達や世界的な規制緩和などにより世界経済がより緊密に結び付き、経済活動が世界的な規模で自由に行われていることを具体的な事例を取り上げて理解させる。また、一国の経済政策や経済活動が他国にも影響を与えるなど、国際社会において相互依存関係が一層深まっていること、国際経済問題の解決には国家や国際機構など多様な組織が協力していくことが重要であることを理解させることが大切である。

「地域的経済統合」については、グローバル化が進展する一方で、欧州連合（EU）のように地域的経済統合の動きが広がっていることを具体的な事例を取り上げて理解させるとともに、地域的経済統合が進展した背景や影響について考えさせる。また、地域的経済統合とともに、二国間以上で貿易の自由化や経済全般にわたる連携を強化することを目的とした協定を結ぶ動きについても理解させる。

「南北問題など国際社会における貧困や格差」については、南北問題や南南問題などを取り上げ、国際社会における貧困や格差が解消されていない状況やこれらの解決が地球的な課題であることを理解させるとともに、先進国の経済協力の在り方について考察させる。

「国際平和、国際協力や国際協調を推進する上での国際的な組織の役割」については、国際的な相互依存関係が深化し拡大する中で、国際平和を維持し、国際社会が直面する様々な課題を解決するためには、国家及び国際連合などをはじめとする国際的な機構・組織、非政府組織（NGO）、企業などが互いに連携しながら協力していくことが大切であることを理解させるとともに、国際平和及び国際協力や国際協調を推進していくことが国際政治の安定や世界経済の発展につながることに気付かせる。その際、国際社会が直面する課題を解決するためには、国際的な規模で解決策が協議され実施される必要性が一層高まってきていることについて具体的な事例を通して理解させるとともに、そのような役割を担う国際的な機構・組織の重要性について考えさせる。

「国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考察させる」については、政府や非政府組織（NGO）による経済協力や国際的な援助の現状や課題について理解させるとともに、これからの国際社会における日本の政治的、経済的、社会的な責務と役割について、国際平和を推進し人類の福祉の向上を目指すという観点から、日本人一人一人の課題として考察させる。その際、国際社会には多様な立場や考え方が存在することに気付かせるとともに、主体的に国際社会の課題について考えようとする自覚を育てることが大切である。

(3) 共に生きる社会を目指して

持続可能な社会の形成に参画するという観点から課題を探究する活動を通して、現代社会に対する理解を深めさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き方について考察を深めさせる。

(内容の取扱い)

ウ 内容の(3)については、この科目のまとめとして位置付け、内容の(1)及び(2)で学習した成果を活用させること。地域や学校、生徒の実態等に応じて課題を設定し、個人と社会の関係、社会と社会の関係、現役世代と将来世代の関係のいずれかに着目させること。

この大項目は、内容の(1)及び(2)の学習の成果を踏まえ、持続可能な社会の形成に参画するという観点から、現代社会における課題について探究し、現代社会に対する理解を深めさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き方を考察させることを主なねらいとしている。

指導に当たっては、「この科目のまとめとして位置付け、内容の(1)及び(2)で学習した成果を活用させること」(内容の取扱い)が求められる。

「持続可能な社会の形成に参画」については、今回の改訂において、課題探究の観点として取り入れられたものである。これは、国際連合の決議にも示されているように、社会の持続可能な発展

のためには教育の果たす役割が大きいという指摘を踏まえて、新たに取り入れられたことに留意する必要がある。またこうした社会の形成に参画するためには、諸課題の考察を通して持続可能な社会の形成に参画する態度や意欲をはぐくむことが大切である。

課題を探究させるに当たっては、特定の個人・社会・世代にかかわる視点だけではなく、現代社会に生きる人間として課題を探究するよう指導することが求められる。その際、現代社会においては、自己の生き方を他者や社会とのかかわりにおいて考える、つまり「共に生きる」ということや、「幸福、正義、公正」などに基づいて考察させることが大切である。

「個人と社会の関係…に着目させる」(内容の取扱い)については、個人が自己の能力を発揮し、自己の幸福を追求することを通して、社会の構成員として様々な社会的な役割を果たしていくことが社会の維持、発展につながることを理解させるとともに、自らが社会とどのようにかかわるのか、社会の維持、発展のために課題を克服するにはどのような考え方が必要なのかについて考察させる。

「社会と社会の関係…に着目させる」(内容の取扱い)については、社会間(国家間、地域間等)に存在する様々な問題や矛盾を解決することがそれぞれの社会を維持、発展させることになることを理解させるとともに、どのように利害の調整を行えば対立する社会を含むすべての社会にとって望ましい解決になるのか考察させる。

「現役世代と将来世代の関係…に着目させる」(内容の取扱い)については、現役世代が物的な豊かさを求めることが、将来世代に過度な負荷を与えることにつながりかねないことを理解させるとともに、現役世代の幸福と、将来世代の幸福の調和をどのような考え方のもとで、どのように図っていくべきかということ考察させる。

なお、課題を探究する学習については、一定の方法があるわけではないが、一般に、①課題の設定、②資料の収集と活用、③課題の探究、④まとめといった手順が考えられる。それぞれについての配慮事項としては、次のことが挙げられる。

① 課題の設定については、各地域や学校、生徒の実態に応じて進め、生徒が持続可能な社会の形成にどのように参画するかについて考えることができる課題を設けることが必要である。

② 資料の収集と活用については、課題の探究に必要な資料を膨大な資料の中から適切に選び出し、有効に活用して、社会的事象に対する客観的かつ公正なものの見方や考え方の育成と学び方や調べ方の習得を図るよう配慮する。

③ 課題の探究については、資料を読み取ったり分析したりしたことなどをもとに議論をさせたり、中間発表をさせたりすることが考えられる。また倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など様々な観点から探究させることが大切である。

④ まとめについては、レポートにまとめて提出させたり、プレゼンテーションをさせたりすることなど、生徒の実態に即した多様な方法が考えられる。その際、探究した過程や成果を分かりやすくまとめて表現することができるよう指導することが大切である。例えば、レポートの作成については、調査・研究の目的、方法、考察過程、結論、参考文献、資料など必要な事柄を記述させるなど、自ら取り組んだ課題について、一つのまとまったものに仕上げて生徒に成就感をもたせることが大切である。

また、このような学習活動を通して、生徒に学び方を身に付けさせることも大切である。なお、学び方には一定の方法があるわけではない、例えば、事柄を比較する、分類する、関連付けるなど考えるための技法を活用し、課題を整理したり、社会的事象に関する様々な情報や意見をグラフや図表などから読み取ったり、これらを用いて分かりやすく表現したりすることも一つの方法であり、調べたことを分析し、それを論述したり、ディベートの形式を用いて議論を深め、自らの考えや集団の考えを発展させる経験をさせたりする活動が取り入れられることなども期待される。

3 指導計画の作成と指導上の配慮事項

(1) 他の教科・科目などとの関連と全体のまとめ

ア 中学校社会科及び道徳並びに公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科、情報科及び特別活動などとの関連を図るとともに、項目相互の関連に留意しながら、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに偏らないようにすること。

ここでは、「現代社会」と中学校社会科及び道徳並びに公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科、情報科、特別活動などとの関連を図ることの重要性、そして指導計画の作成の際に留意すべきことが示されている。

中学校社会科との関連については、単に中学校社会科における指導内容と「現代社会」のそれとの関連性を重視するだけでなく、中学校社会科において課題解決的な学習を通して諸資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に社会的事象を考察することや、作業的、体験的な学習を重視していることを踏まえ、その学習の成果を生かすことが大切である。

道徳との関連については、それが各教科及び特別活動、総合的な学習の時間などと密接な関連を図りながら、人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的实践力を育成することに主眼を置いていることに留意する必要がある。

公民科に属する他の科目との関連については、「現代社会」の内容と公民科に属する他の科目の内容との間には共通するものが存在するが、各科目の性格及び目標によってその扱いは当然変わってくることから、各科目を担当する教師間の連携を密にすることが必要である。

地理歴史科との関連については、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民としての資質を養うことをねらいとする地理歴史科の趣旨に十分配慮するとともに、時間的・空間的な認識と時代や地域の変化や特色を背景に現代の社会を学ぶことができるよう工夫を行うことが必要である。

家庭科との関連については、家庭科に属する各科目の内容のうち自立した生活活動や消費活動、ライフスタイルや生涯設計、環境などに関する部分などとの関連を図る必要がある。

情報科との関連については、情報化が社会に及ぼす影響や、情報社会における法と個人の責任に関する部分などとの関連を図る必要がある。

特別活動との関連については、特別活動の目標の一つである「人間としての在り方生き方についての自覚を深め」という部分が「現代社会」の目標と共通するところであり、特別活動の目標との関連を図る必要がある。

総合的な学習の時間との関連については、総合的な学習の時間の目標が「学び方やものの考え方を身に付け」させることや「自己の在り方生き方を考える」ことなど「現代社会」のねらいと共通する部分があることに留意し、相互関連について配慮する必要がある。

「項目相互の関連に留意しながら、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに偏らないようにすること。」については、この科目の固有の性格や目標及び内容構成の趣旨を踏まえ、各大項目やそれらの中項目がそれぞれ相互に密接な関連をもっていることに留意し、指導内容を構成する必要があるが、一方で、その関連を重視するあまり学習の焦点が定まらないという事態に陥ることのないよう、全体としてのまとまりをもった指導内容の構成を工夫することが大切である。

また、全体としての調和のとれた指導計画を作成し、内容の全般にわたって偏りのない指導をすることが必要である。特に、「(1) 私たちの生きる社会」については、この科目の導入として扱われるようになっており、そのねらいを達成できる適切な授業時数を当てる必要がある。また、現代の社会についての理解を深めさせその基本的な問題に対する判断力の基礎を培うための学習指導と、人間についての理解を深めさせ自ら人間としての在り方生き方について考える力を養うための学習指導について、そのいずれかに偏ることのないよう留意する必要がある。

(2) 多様な角度からの考察と自己の生き方にかかわる思索の重視

イ 社会的事象は相互に関連し合っていることに留意し、社会的事象に対する関心をもって多様な角度から考察させるとともに、できるだけ総合的にとらえることができるようにすること。また、生徒が自己の生き方にかかわって主体的に考察できるよう学習指導の展開を工夫すること。

ここでは、「現代社会」の内容や学習指導に当たっての留意事項が示されている。

まず前段では、この科目の学習対象である現代の社会的事象が決して単一の要因から生じるものではなく、様々な要因が複合的に作用した結果生じたものが多く、また社会的事象が相互に関連し合っているなどの特質をもつものであることに留意して学習が展開される必要があることが示されている。

そして、「現代社会」の学習がこのような特質をもつゆえに、多様な角度から考えさせるとともに、できるだけ総合的にとらえることの必要性が示されている。

今回の改訂においても大項目(2)では、現代社会を倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度からとらえさせるようにしており、この科目全体を通して多様な角度から考察することと総合的にとらえることができるようにしている。さらに大項目(3)では、この学習のまとめとして、現代社会における課題を探究する活動を通して現代社会に対する理解を一層深めるようにしている。このような内容構成に留意しながら「現代社会」の学習を効果的に行うことが必要である。

次に、後段に示されている「生徒が自己の生き方にかかわって主体的に考察できるよう学習指導の展開を工夫する」については、今回の改訂では大項目(1)で、現代社会の在り方を考察する枠組みとして「幸福、正義、公正」などを理解させ、社会の在り方を考察する基盤として身に付けさせる。そして、これを大項目(2)及び大項目(3)で活用して学習を展開していくことが必要である。

また、ここで「主体的に」という文言が入っているのは、単に現代の社会についての理解が求められているのではなく、生涯にわたって自己の生き方について主体的に考える力を養うことが大切であることを示しているものである。

(3) 事項・事柄の精選

ウ 1の目標に即して基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成すること。

ここでは、指導内容を構成するに当たって留意すべきことが示されている。

「現代社会」の目標を達成するためには、能力・適性、興味・関心など生徒の実態の把握に努め、それに応じた指導内容の構成を工夫するとともに、実際の授業時間数の中で指導内容を十分に消化できるよう指導計画を作成する必要がある。

そこで、「現代社会」の目標や内容構成の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な事項・事柄を中心に指導内容を十分に精選し、身近で具体的な事柄と結び付けて理解、考察を深めさせることができるよう指導内容の構成を工夫する必要がある。

(4) 見方や考え方の育成と学び方の習得及び表現力の育成

エ 的確な資料に基づいて、社会的事象に対する客観的かつ公正なものの見方や考え方を育成するとともに、学び方の習得を図ること。その際、統計などの資料の見方やその意味、情報の検索や処理の仕方、簡単な社会調査の方法などについて指導するよう留意すること。また、学習の過程で考察したことや学習の成果を適切に表現させるよう留意すること。

ここでは、社会的事象に対する客観的かつ公正なものの見方や考え方の育成、学び方の習得を図

ることの重要性、表現力の育成及びその際留意すべきことが示されている。

ここでいう「見方や考え方」については、社会的事象をとらえる概念的な枠組みと考えることができる。中学校社会科公民的分野で「現代社会をとらえる見方や考え方の基礎」が養われていることを踏まえ、「的確な資料」を用いながら現代の社会的事象を多面的・多角的に考察することを通して、客観的かつ公正な見方や考え方へとさらに成長させていくことが大切である。

また、「(3) 共に生きる社会を目指して」の学習をはじめとして、様々な観点から課題を探究する学習を通して、学び方の習得を図ることが求められている。なお、課題の探究の際に用いる資料については、各種の統計、年鑑、白書、新聞、読み物、日記、書簡、その他の歴史的文書など様々なものが考えられるが、学校の図書館や地域の図書館、官庁をはじめ様々なところに資料があることに気付かせるとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを活用して、目的に応じて情報を検索し利用することができるようにすることが大切である。

「社会調査」については、調査の仕方、分析の仕方などの点で多様なものがあり、方法が違えば結果の意味にも違いがでてくること、適切な方法で調査が行われなくては、分析結果が信頼性に欠けることなどに気付かせるとともに、データを収集し統計的に処理をするためにコンピュータの活用を積極的に図ることも大切である。また、社会調査においては、自然科学の場合と違い、それを行う者の価値観が無関係ではないことにも気付かせ、「客観的かつ公正」の意味について考えさせることが必要である。

「適切に表現させる」ことについては、今回の改訂では言語活動の充実を図っていることもあり、探究した結果のみならず、探究した過程についても分かりやすく表現をすることが求められている。探究の過程で、どのような資料をどのような基準で収集し選択したのか、その資料を活用してどのように考察し、どのような根拠で結論を得たのかについて表現することを意味している。その際、それらのことをどのように説明すれば、あるいはどのように示せば、他者によりよく伝えることができるかについて考えさせながら、表現力を育てることが大切である。

第2節 倫 理

1 科目の性格と目標

(1) 「倫理」の基本的性格

「倫理」は、公民科の1科目として、公民科の目標の下に、人格の形成に努める実践的意欲を高め、良識ある公民として必要な能力と態度を育てることを目指して設けられた科目である。これにかかわって、青年期における自己形成の課題、及び人間としての在り方生き方について理解と思索を深めさせることも目指している。

高等学校の生徒は、一般に、人生をどう生きたらよいか、自己とはどのような存在なのか、社会にどのようにかかわっていけばよいかなど、人間や社会について問いをもつ時期にある。特に今日、価値観が多様化し、物質的に豊かな社会にあつて、青年期という発達の段階に伴う悩みを超えて、生きていく上でより深刻な悩みや様々な課題に直面する生徒が多くなっている。生徒のこれらの関心や悩みに^{こた}え、人生にかかわる諸課題について探究を深め、自己の確立を目指すことが教育上の重要な課題となっている。

特に、今日の社会に生きる人々には、科学技術の高度な発達や情報化の進展の中で、社会の急激な変化に流されて、主体的に生きる態度を失わないよう、自ら学び自ら考える能力と態度を身に付けることが求められている。また、少子高齢化の進展に伴う様々な問題にどのようにかかわっていけばよいかという課題や、環境問題をどのように解決していくかという課題も大きくなり、共生や他者との共感的理解などが重要になっている。さらに、グローバル化の進展によって、これまで以上に国際社会で主体的に生きる日本人としての自覚が強く求められている。このような背景の下に、「倫理」においては、社会の変化に主体的に対応できる良識ある公民として必要な能力と態度を育てることが求められているのである。

公民科の中の1科目という「倫理」の位置付け、及び必修科目は「現代社会」、又は「倫理」と「政治・経済」という位置付けは変わっていない。また、人間の存在や価値について思索を深め、生徒が自らの人格の形成に努める実践的な態度を育てるという、「倫理」が従前からもっている基本的な性格は、変わることなく継承されている。

今回の改訂においては、まず第一に、学校教育全体に要請されている「生きる力」、特に「生きる力」の核となる豊かな人間性を育成するという「心の教育」を引き続き重視する観点から、その重要な役割を担う科目としての性格付けを一層明確にした。そのため、総則第1款の2で示されている、高等学校における道德教育としての人間としての在り方生き方に関する教育の役割を一層よく果たすことができるよう、目標に「他者と共に生きる主体としての自己の確立を促し」と規定し、「倫理」の学習の課題が、他者と切り離された自己ではなく、他者と共に生きる主体としての自己の確立にあることを一層明確にした。そのため、学習内容を生徒が単に知識として受け止めるのではなく、常に生徒自身が他者と共に生きる主体としての自己の課題として受け止める学習となるよう、指導の工夫に幅をもたせることとした。また、「生命に対する畏敬の念」を目標に加えることによって、生命を尊重するとともに、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方や生き方についての自覚を深める学習となることを目指している。

第二に、生徒の当面する生き方の課題を現代の倫理的課題と結び付けて学べるように、内容の構成を改め、改訂前の(1)アと(2)アを統合し、大項目(1)として三つの大項目による構成としている。

「(1) 現代に生きる自己の課題」においては、生徒が自らの体験や悩みを振り返ることを通して、青年期の意義と課題を理解させ、豊かな自己形成に向けて、他者と共に生きる自己の生き方について考えさせるとともに、自己の生き方が現代の倫理的課題と結び付いていることをとらえさせることとしている。なお、この大項目は、この科目の導入として位置付けられており、以後の学習への意欲を喚起することが求められている。

「(2) 人間としての在り方生き方」においては、自己の生きる課題とのかかわりから、先哲の基

本的な考え方を手掛かりとして、人間の存在や価値にかかわる基本的な課題について思索させることを通して、人間としての在り方生き方についての考えや国際社会に生きる主体性のある日本人としての在り方生き方についての自覚を深めさせることとしている。

「(3) 現代と倫理」においては、現代に生きる人間の倫理的課題について思索を深めさせ、自己の生き方の確立を促すとともに、よりよい国家・社会を形成し、国際社会に主体的に貢献しようとする人間としての在り方生き方について自覚を深めさせることとしている。その際、現代の倫理的課題を自己の課題とつなげて考えていく上で必要な論理的思考力や表現力を身に付けさせるような学習や、学校や生徒の実態に応じて課題を選択し主体的に探究する学習を行えるよう構成を工夫した。

また、前回の改訂と同様、内容の全体にわたって他の教科・科目、中学校の社会科、道徳などとの関連を踏まえ、すべての内容が自己形成に結び付くよう理解と思索を深めさせることに留意しつつ全体としてのまとまりを考慮し、この点について大項目及び中項目における説明を明確にし、基礎的・基本的な事項・事柄を列挙して内容の程度と範囲を明確にすることに努めた。

(2) 目 標

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に基づいて、青年期における自己形成と人間としての在り方生き方について理解と思索を深めさせるとともに、人格の形成に努める実践的意欲を高め、他者と共に生きる主体としての自己の確立を促し、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

目標には、冒頭に「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に基づいて」と示している。民主的な社会においては、一人一人の人格を尊重するということが基本的な精神とされている。この人間尊重の精神が、社会生活においても人格の形成においても、その基本に置かれるべきものであることを明示しているのである。また、生命に対する畏敬の念は、人間の存在そのものあるいは生命そのものの意味を深く問うときに求められる基本的精神であり、人間だけでなくすべての生命のかけがえのなさに気付き、生命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことを意味している。生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことによって、人間の生命が、あらゆる生命との関係や調和の中で存在し生かされていることを自覚するとともに、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方や生き方についての自覚を深めていくことが求められているのである。

「青年期における自己形成と人間としての在り方生き方について理解と思索を深めさせる」とは、「青年期における自己形成」の課題について理解と思索を深めさせることと、「人間としての在り方生き方」について理解と思索を深めさせることが、それぞれ別のものではないことを表している。「自己形成の課題」を自覚することは、青年期における「人間としての在り方生き方」を探究する第一歩である。また、「人間としての在り方生き方」について理解と思索を深めさせるためには、「青年期における自己形成」の課題の理解に立つことが必要である。

「人間としての在り方生き方」に関する教育は、『高等学校学習指導要領解説 総則編』でも示しているように、生徒が生きる主体としての自己を確立する上での核となる、「自分自身に固有な選択基準ないし判断基準」、つまり「人生観、世界観ないし価値観」を形成することを目指すものである。

「理解と思索を深めさせる」とあるのは、先哲の考え方などを単に知識として学ぶことを目指すのではなく、生徒個々が自らの人生観、世界観ないし価値観を形成するよう、自己とのかかわりにおいてとらえ、自ら思索することを目指すものであることを表している。

「人格の形成に努める実践的意欲を高め、」という趣旨は、人間としての在り方生き方について理解と思索を深めながら、それが生徒自身の人格形成に結び付いていくものでなければならないことを示している。学習内容を、単に知識として学ぶのではなく、自らの在り方生き方に生かしていくことを目指して学ばせるのである。

「他者と共に生きる主体としての自己の確立を促し」は、まず、「倫理」の学習が基本的には自

5

10

己自身の内面的な形成にあることを明示したものである。したがって、どのような状況で生きていくにしても、一人一人が自己実現を果たすためには、自己自身の人生観、世界観ないし価値観を確立することが必要であり、その意味での主体の形成が重要な学習課題となるのである。自らの人生観、世界観ないし価値観をもつことによって生徒は自分自身に固有な選択基準ないし判断基準をもつことができ、主体的に生きることができるようになる。しかし、自らの人生観、世界観ないし価値観が単なる独り善がりなものであってはならない。「生きる主体としての自己」は、他者と切り離された存在ではなく、「他者と共に生きる」存在としての自己である。つまり、「他者と共に生きる主体としての自己の確立」を促すことによって、他者とのかかわりや社会とのかかわりについて主体的に適切な関係をもつことができるようになる。このように、「倫理」の指導においては、人間についての客観的認識から、いかに生き、いかなる人間になることを目指すかという主体的な自覚を深めさせることを目指しているのである。

15

最後は、「良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」となっている。これは公民科に属する他の2科目と共通の表現となっており、自らの個性を発揮、伸長しつつ文化と福祉の向上、発展に貢献する能力と、国家・社会の一員として平和で民主的な社会生活の実現、推進に向けて主体的に参加、協力する態度を育てることが、公民科の究極のねらいであることを明示したものである。

2 内容とその取扱い

(1) 現代に生きる自己の課題

自らの体験や悩みを振り返ることを通して、青年期の意義と課題を理解させ、豊かな自己形成に向けて、他者と共に生きる自己の生き方について考えさせるとともに、自己の生き方が現代の倫理的課題と結び付いていることをとらえさせる。

(内容の取扱い)

ア 内容の(1)については、この科目の導入として位置付け、生徒自身の課題を他者、集団や社会、生命や自然などのかかわりを視点として考えさせ、以後の学習への意欲を喚起すること。

この大項目は、生徒が自らの体験や悩みとかかわって自己の生き方にかかわる課題を見いだし、青年期の意義と課題を理解することを通して、他者、集団や社会、生命や自然などのかかわりの中で豊かな自己形成の課題を明確に把握し、生きる主体としての自己の人格形成に努める意欲を高めることをねらいとしている。

その際、青年期の課題について研究した諸学問を活用して学習することになるであろうが、例えば諸学問の学説の紹介や青年期の課題を知識として習得させる指導で終わることのないよう、生徒が自らの主体の形成を目指して、自己の課題として学ぶようにする必要がある。「倫理」の指導においては、諸学問の成果は、それらを生徒が自己の課題を探究する際の手掛かりとして役立てるという視点に立って指導するのである。また、全体を通して「人間とは何か」という問いかけをもとに、人間としての在り方生き方を探究する視点が大切である。

この大項目の学習は、大項目「(3) 現代と倫理」における現代の諸課題とのかかわりにおいて人間としての在り方生き方を思索する学習に結び付いて、望ましい人格の形成に努める実践的意欲を高めたり、良識ある公民として必要な能力と態度を育てたりすることになるのである。したがって、この大項目では、生徒が人間としてよりよく生きる上での課題を自ら発見し、探究していく意欲を喚起するようにする必要がある。

「自らの体験や悩みを振り返る」については、生徒が抱いている人生への問いや豊かな体験、悩みなどをもとにして指導を深める。青年期には、人生を左右するような豊かな体験をしたり、心に残る感動的な体験をしたりすることがある。将来への夢や不安、主体性や個性にかかわる悩み、自己の性格や適性についての悩み、家族や友人関係における悩み、所属する集団における帰属意識や疎外感、成就感や挫折感をもった体験、優越感や劣等感などをもった体験、愛と性にかかわる悩みなど、いろいろな悩みを生徒はもっている。これらが青年期に共通する悩みであることを理解するとともに、適切な手掛かりを活用して、それらの課題の解決を図り、社会の中で主体的に生きていくための人生観、世界観ないし価値観の基礎を培うことができるようにし、自己形成を促すように指導する。その際、各種の統計や意識調査の結果を利用したり、対話や討議、作文や調査などを通して指導したりすることも考えられる。また、文学作品、美術作品、映像作品などを取り上げて指導することもできる。指導に当たっては、他の教科等における性格や適応などにかかわる学習についても配慮する。

「青年期の意義と課題」については、自己を確立する基礎を培う時期であるという青年期の積極的な意義を理解させるとともに、人生観、世界観ないし価値観の形成、進路の適切な選択など、青年期の課題を理解させ、自己形成に生かすようにすることが大切である。青年期には、この人生をどう生きればよいか、生きることの意味は何かなど、生きることについての根源的な問いかけを試みるものと考えられている。特に高等学校段階の生徒は、人間としての在り方生き方に関心をもち、自己探求と自己実現に努め、良識ある公民としての自覚に基づく発達が期待できる時期にあると考

えられる。このような発達段階にあることを考慮し、自らの生き方や行動を選択し決定していくことのできる価値観を形成することの意義と、これにかかわる自己の課題を自覚させることが必要である。

「豊かな自己形成に向けて」については、自立して生きることのできる主体の形成が自己の課題であること、そのためには自らの倫理観、価値観をもつことが必要であることを理解させ、豊かな自己を形成していくことができるようにすることを目指している。

「他者と共に生きる自己の生き方について考えさせる」については、他者と共感することができ、他者と共に生きること（共生）の大切さを考えさせる。自己の生き方を探求すれば、他者とのかかわりにおいて生き、自然とのかかわりにおいて生きていることに気付く。そこから、親子や友人の関係の在り方、男女相互の性への理解を含めた他者とのかかわり、社会とのかかわりをどのように深めていけばよいかを理解させることができる。自己の生き方を見つめる中で他者と出会い、他者と出会うことによって身近な現実の社会へと目が向けられる。さらに、身近な人間関係だけではなく、他の国々の人々とのつながりに気付かせることを通じて、より広い視野から自己の生き方を考えさせることが必要である。

「自己の生き方が現代の倫理的課題と結び付いていることをとらえさせる」とあるのは、高校生である自分の生き方にとって身近な問題が現代の倫理的課題にかかわってくることに気付かせることを意味している。例えば、日常生活における悩みや葛藤を見つめ直すことによって、自己の生き方が、家族や地域社会の在り方の変化やグローバル化の進展に伴う現代の倫理的課題と結び付いていることに気付かせる。その際、諸課題を多面的にとらえさせるように配慮し、一面的な理解に偏らないようにする必要がある。

「内容の(1)については、この科目の導入として位置付け」（内容の取扱い）とあるのは、ここでこれらの課題を客観的にとらえて細かな事項について学習するのではなく、大項目(3)のイにおいて自己の課題として探究させるための前提として問題意識をもたせることがねらいであることを明確にしたものである。大項目(1)における現代の倫理的課題については、生徒が自己の課題と結び付けて考えることが大切である。したがって、単に知識として学びとらせるのではなく、生徒自身の課題とかかわらせて興味・関心を喚起し、現代に生きる人間としての在り方生き方にかかわる諸課題を主体的に探究させるよう指導内容の構成と指導方法を工夫する必要がある。

「生徒自身の課題を他者、集団や社会、生命や自然などのかかわりを視点として考えさせ」とあるのは、大項目(1)の学習において、これらの視点から学習させることの大切さを述べたものである。生徒自身が生きていく上での課題について、自分自身への問いとしてだけでなく、他者とのかかわり、集団や社会とのかかわり、生命や自然とのかかわりなどの視点から考えさせることを意味している。

指導に当たっては、道德教育の全体計画との関連を踏まえ、他の教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動、特にホームルーム活動との関連に配慮して、生徒の実態に即した指導を工夫するとともに、自らの体験や悩みを率直に語るなど自己を開示することができるように指導する。また、社会の一員としての自覚を深めさせるように指導の工夫を図る。

ここでの学習が「倫理」の学習全体への導入として位置付けられると同時に、次の大項目「(2) 人間としての在り方生き方」の学習にかかわっていくことに留意し、現代の倫理的課題に取り組む上で先哲の思想が手掛かりとなることを気付かせるよう指導する必要がある。指導に当たっては、大項目(2)及び(3)の導入という位置付けを踏まえて、全体の指導計画を立て、時間数の配当にも留意する必要がある。

(2) 人間としての在り方生き方

自己の生きる課題とのかかわりにおいて、先哲の基本的な考え方を手掛かりとして、人間の存在や価値について思索を深めさせる。

この大項目は、「ア 人間としての自覚」、「イ 国際社会に生きる日本人としての自覚」の二つ

の中項目から成っている。ここでは、アにおいて人間の存在や価値について思索を深めさせ、イにおいて国際社会に生きる日本人としての自覚を深めさせることを通して、他者と共に主体的に生きる人間としての確立を目指し、人間としての在り方生き方を探究する実践的意欲を高めることをねらいとしている。

人間は、自らの人生をどう生きればよいか、生きることの意味は何かなど、生きることについての根源的な問いかけを試みるものと考えられている。特に、自我に目覚める青年期においては、この人生への問いかけが心の中にわき上がってくると言われている。また、今日の物質的に豊かで価値観の多様化した社会に生きる生徒にはなおさら、いかに生きればよいかという問いが一層切実な問いとなっていると言える。ここでは、その問いに、まず先哲がどのように問い、どのように答えを求めているかを参考にしながら、自らの答えを求めて思索を深めさせる。その際、「人間の存在や価値について思索を深めさせる」とあるように、人間はどのような位置付けで存在するのか、他者とどうかかわり、社会や自然や人間を超えたものとどうかかわっているのか、どのような人間になり、どう生きればよいのか、生きることの意味をどこに求めればよいかなど、人間をありのままの存在の面からみると同時に価値的な面から思索を深めさせる。さらに、生徒は日本の社会に生きていることから、日本の伝統と文化や日本人としてのものの考え方の特質を理解し、国際社会に生きる主体性のある日本人としての在り方生き方について思索を深めさせ、自らの人生観、世界観ないし価値観を確立する基礎を培うことが必要となる。

この大項目の学習は、大項目「(3) 現代と倫理」における現代の諸課題とのかかわりにおいて人間としての在り方生き方について自覚を深める学習に結び付いて、望ましい人格の形成に努める実践的意欲を高めたり、良識ある公民として必要な能力と態度を育てたりすることになるのである。

したがって、この大項目では、生徒が人間としてよりよく生きる上での課題を自ら発見し、探究していく意欲を喚起する必要がある。

ア 人間としての自覚

人生における哲学、宗教、芸術のもつ意義などについて理解させ、人間の存在や価値にかかわる基本的な課題について思索させることを通して、人間としての在り方生き方について考えを深めさせる。

(内容の取扱い)

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(ア) アについては、ギリシアの思想、キリスト教、イスラム教、仏教、儒教などの基本的な考え方を代表する先哲の思想、芸術家とその作品を、倫理的な観点を明確にして取り上げるなど工夫すること。

ここでは、人間の精神の深い営みである哲学や宗教や芸術の人生にもつ意義を理解させ、人間の存在や価値にかかわる基本的な課題を多面的に思索させ、生徒が人間としての在り方生き方について自ら考えを深め、自己形成に努める実践的意欲を高めることをねらいとしている。

生徒にとって、「人間としての自覚」は、抽象的、観念的な形で現れるものではない。生徒自身が当面している自らの生き方にかかわる課題に真剣に取り組むことを通してはじめて、一人の人間としての自覚が生まれ、生きる意味について真剣に考えるようになるのである。したがって、指導に当たっては、生きる意味の探究、生きがいと希望、理想と現実との葛藤から生ずる悩みや挫折、劣等感や焦燥感、不安感など、生徒が当面する具体的な問題に即して、自分はどのような人間なのか、どう生きていけばよいかなど、あくまでも自己自身への問いとして考えるように指導する。

「人生における哲学、宗教、芸術のもつ意義など」については、まず、生徒一人一人のもつ生き方にかかわる課題が、多くの先哲によって真剣に探究されてきた課題に通じており、その課題解決のために哲学や宗教や芸術が誕生してきたことに気付かせ、これらが人生にもつ意義について理解

させる。そこから、哲学や宗教や芸術が何を問い、どのような答えを見いだしてきたかを、生徒自身の課題と重ね合わせて考えさせ、これらを手掛かりにして思索を深めさせる。哲学や宗教や芸術を、単なる知識の集積として学ばせるのではなく、人間としての在り方生き方を考える素材として、「人間としての自覚」を深める契機となるようにするのである。

「人間の存在や価値にかかわる基本的な課題」については、哲学や宗教や芸術における先哲の基本的な考え方が、人間とは何かを問い、どう生きるべきか、どう在ればよいかという価値への問いをもち、これにかかわる思索を深めていることに着目し、これらを手掛かりとして、生徒が自らの課題について思索を深めさせるように指導することを目指している。この大項目の解説の冒頭部分に述べたように、生徒の生き方にかかわる課題を、人間の存在と価値との両側面から考えるようその視点を示しているのである。

「内容の取扱い」に、「ギリシアの思想、キリスト教、イスラム教、仏教、儒教などの基本的な考え方を代表する先哲の思想」を「倫理的な観点を明確にして取り上げる」とある。これは、生徒自身の思索の手掛かりになるように、人類の思想の出発点に立ち返って、それぞれの思想が人間として生きていく上で何を課題とし、どのような答えを見いだしているかをはっきりさせながら学ぶよう、配慮したものである。これらの先哲の思想は、人類の歴史上はじめて、人間にとって普遍的な問いに基づいて「人間としての自覚」を示したものである。その意味で「人間としての自覚」の原型としてとらえることができる。これらの先哲の言行は、「人間としての在り方生き方」を示す人生の指標として、今日も重要な意義をもっているものと考えられている。ただし、「基本的な考え方を代表する先哲の思想」を「倫理的な観点を明確にして取り上げる」とあるのは、それぞれの思想を単に網羅的に取り上げるような指導では、思索から遠ざかり、学習に興味を失うことになりかねないので、生徒が自らの課題について考える素材となるよう、倫理的な観点を明確にして取り上げることを意味している。学習の大きな区切りなどにおいては、様々な倫理的な価値の中から、例えば愛、幸福、正義など一つの倫理的な価値について、何人かの先哲の思想を取り上げ、生徒自身の思索を深める工夫をすることが考えられる。

「ギリシアの思想」では、ソクラテスの言行やプラトン、アリストテレスの思想などを適宜取り上げて、人生への問いの重要性や人間の存在や価値について、生徒自身の課題と結び付けて考えさせる。例えば、ソクラテスが探究したものは何であったか、どのような答えを求めたかなどを考えさせる。その際、「無知の知」については、単に自己の無知を自覚するという意味にとどまらず、ソクラテスが問うていたものを明確にし、それが「善美なことがら」、つまり「善く生きる、美しく生きる」ことについての問いであったことをはっきりさせて、そこから、人生への問いについては、自己の無知を自覚することが「人間としての自覚」の第一歩であることを自覚させる。あるいは、プラトン、アリストテレスなどの思想に即して人間の存在や価値について考えさせる。これらを通じて、現代に生きる生徒に、良識ある公民としていかに在るべきか、いかに生きるべきかという思索を深めさせる。

その際、ギリシアにみられる先哲の基本的な考え方が、理性的な人間観に支えられていることを理解させるとともに、現代に生きる私たちにとっても、理性をもつ人間として、自分の考えを論理的、批判的に吟味する力、異なった考えをもつ人と対話する力などを身に付けることの大切さを自覚させることが重要である。

「キリスト教」では、イエスの言行などを適宜取り上げて、人間をどのようにとらえ、どのように生きることを指し示しているかについて、自己の課題と結び付けて考えさせる。例えば、神について考えさせたり、パウロの原罪の思想にみられるキリスト教の人間観について、自己の課題と重ね合わせて考えさせたりすることもできる。そこから、神の愛や隣人愛について自己の課題と結び付けて考えさせ、人間としてのよりよい生き方について思索を深めさせる。

「イスラム教」では、ムハンマドの言行などを適宜取り上げて、人間をどのようにとらえ、どのように生きることを指し示しているかについて、自己の課題と結び付けて考えさせる。例えば、法律・政治・経済など様々な社会生活にかかわるイスラム教の特色や、五行という宗教的義務を取り上げて、相互扶助など共同体の在り方や人間相互のつながりについて自己の課題と結び付けて思索を深めさせる。

「仏教」では、仏陀の言行を適宜取り上げ、仏教が人間をどのようにとらえているか、どう生きることを目指しているかについて、自己の課題と重ね合わせて考えさせる。例えば、縁起の思想などを取り上げて、人生における不安や苦がいかんして生まれるか、その苦はいかにして克服し得るかという課題や、生命あるものすべてに対する慈悲の教えについて、自己の課題と重ね合わせて考えさせる。これによって、生命の大切さや人間としてどう生きればよいかについて思索を深めさせる。

「儒教」では、孔子や孟子の言行を適宜取り上げ、儒教が人間をどのようにとらえているか、どう生きることを求めているかについて、自己の課題と結び付けて考えさせる。例えば、仁や礼の言説を取り上げて、人間についての見方や、望ましい人間関係を築きながら社会生活を送るにはどのようにすべきかという課題を考えさせる。その際、性善説や性悪説などを取り上げることにより、今後の思索を深める視点とすることもできる。そして、人間についての深い洞察や共感的理解の重要性についても気付かせるようにする。これによって、ともすれば自己や身近な仲間うちへののみ関心を向けがちな今日の生徒に、良識ある公民としていかに在るべきか、いかに生きるべきかについて思索を深めさせる。

なお、「内容の取扱い」では、「ギリシアの思想、キリスト教、イスラム教、仏教、儒教など」と「など」が付されており、これらの思想のほかに、指導の上で必要と考えられるものがあれば、老子・荘子の思想なども適宜取り上げることできる。その際、それらの基本的な考え方を取り上げるようにし、生徒の「人間としての自覚」を深めさせるという観点で取り扱うよう留意する必要がある。

「芸術家とその作品」を「倫理的な観点を明確にして取り上げる」については、絵画や造形芸術、音楽、文学などの諸分野の中から、人間として生きていく上で生徒が自らの生き方を振り返って考えるのに適切な芸術家の考え方や生き方、作品などを取り上げ、生徒が自分自身の内面にも美を求める心があること、それが人生を豊かにするものであることなどを生徒自身の心に問いかける形で指導し、美や芸術が人間の心にもたらす豊かさや潤いが人生においてどれほど重要であるかについて考えさせる。また、歴史と伝統のある芸術作品や芸術家の生涯を取り上げ、人生における芸術の意義について、自らの生き方とかわらせて考えさせる。その際、生徒の発達の段階を考慮するとともに、指導に当たっては、芸術科などとの関連を図り、視聴覚教材などを有効に利用するなど、様々な工夫をして学習効果を高めるようにすることが求められる。

イ 国際社会に生きる日本人としての自覚

日本人にみられる人間観、自然観、宗教観などの特質について、我が国の風土や伝統、外来思想の受容に触れながら、自己とのかかわりにおいて理解させ、国際社会に生きる主体性のある日本人としての在り方生き方について自覚を深めさせる。

(内容の取扱い)

(イ) イについては、古来の日本人の考え方や代表的な日本の先哲の思想を手掛かりにして、自己の課題として学習させること。

ここでは、グローバル化が進展している中で、思想や文化に示されたこれまでの日本人の心情やものの見方・考え方を理解させ、生徒が国際社会に生きる日本人としての自覚を深め、人格の形成に努める実践的意欲を高め、主体性のある日本人としての在り方生き方について自覚を深めることをねらいとしている。

また、我が国の伝統と文化などに触れながら、それらを尊重する態度を養い、日本人の考え方を自己形成の課題と結び付けて学ばせることを意図している。「自己とのかかわりにおいて理解させ」とあるように、日本の思想史や文化史について単に知識として学ばせるのではなく、自己形成の課題として、日本人にみられるものの見方・考え方の特質を知り、国際社会に生きる主体性のある日

本人としての在り方生き方について思索を深めることを目指すのである。したがって、「ア 人間としての自覚」の内容とも関連させ、また、国際理解という広い視野に立って、日本の伝統的な思想や文化を考えさせ、日本人としての自己認識を形成させる配慮が必要である。日本人の考え方を、グローバル化の中で何が必要かという観点からだけでなく、国際社会に生きる日本人としての自己

の特質について自覚を深め、自己形成の課題として学ばせるのである。
「日本人にみられる人間観、自然観、宗教観などの特質」については、日本人が人間をどのようにとらえ、自然や宗教とのかかわりをどのように考えていたかを、自己とのかかわりにおいて理解させることをねらいとしている。

日本人にみられる人間観、自然観、宗教観などは、古代日本人にみられるもの、仏教や儒教、国学、西洋の思想の影響を受けたものなど、様々な角度から取り出すことができるし、民俗学の成果を利用することもできる。指導に当たっては、これらを単に羅列的に学ばせることのないようにし、生徒自身の人間観、自然観、宗教観を深めるようにする。

人間観、自然観、宗教観は相互に関連し合っており、明確に分離することは難しいが、課題を明確にして、生徒自身の思索の手掛かりになるように取り上げることが大切である。例えば、原始神道にみられる人間の自然とのかかわりについての意識、日本人の死生観、善悪についての道德観、自然への感じ方について取り上げたり、民俗学の成果を利用したりすることが考えられる。

指導に当たっては、「我が国の風土や伝統」「に触れながら」とあるように、例えば、古事記、日本書紀、万葉集などにみられる、罪やけがれの考え方、それを禊、祓いによって清めるという考え方、日本的な美意識や自然とのかかわりの考え方などを取り上げ、日本人の心情やものの見方・考え方と風土との深いかかわりとらえさせ、これらが日本の思想をはぐくみ、外来思想を受容し発展させた基礎となっているものであり、その後の日本の伝統思想を形成するに当たって、底流となっていることを理解させる。その際、古代の精神の究明に努めた国学について代表的な先哲の考えを参考にして指導することが考えられる。

また、「外来思想の受容に触れながら」とあるように、これらが仏教や儒教などの外来思想を受容することによってどのように変化したか、また何が変化しなかったかにも目を向けることが重要である。

例えば、仏教については、聖徳太子や平安時代・鎌倉時代の仏教を展開した代表的な先哲が、それまでの仏教の在り方をどのように受け止め、それに対してどのように独自の思想を展開したかについて理解させることを通して、日本独自の仏教の受容やその思想形成について考えさせる。

儒教については、江戸時代における儒学諸派を起こした先哲が、儒教をどのように受け止め、それをどのように人間としての在り方生き方に役立つものとしたかを理解することを通して、それらが日本人の思想形成にどのように影響を及ぼしているかについて考えさせる。

その他、西洋の思想や文化については、西洋文化摂取後の近代思想を積極的に紹介し、これに基づいて新しい文化や思想を形成しようとした先哲を取り上げ、それらが現代に生きる日本人の思想形成にどのような影響を与えているかについて考えさせる。

その際、これらの外来思想をどのように受容してきたかという単に客観的な見方をすることだけが課題ではなく、それらがどのようにして今日の私たちの考え方を形成してきたかを理解させることにより、これらを自己形成の一つの視点として生かしたり、これらを受容する際の課題意識を自己の課題と結び付けて考えさせたりする視点が重要である。

日本人のものの見方・考え方は、日本の風土で生活する中ではぐくまれ、外来思想を受け入れる際にも、その受け入れ方は日本の風土で生きていくのにふさわしい仕方で、伝統を失うことなく調和を図りながら進められてきたことに留意して指導の工夫をすることが大切である。

なお、人間観、自然観、宗教観のほかにも、指導上必要があれば、例えば、無常観とかかわりのある侘や寂、雅や粋という美意識、芸術についての考え方などを適宜取り上げることも考えられる。その際、伝統的な芸術作品、茶道や華道などの芸道を参考にすることもできる。

「国際社会に生きる主体性のある日本人としての在り方生き方」については、今日の国際社会において、日本人として生きていくために必要な能力を育成することをねらいとしている。「主体性のある日本人」とは、日本の伝統的な思想や文化に対する理解を深め、日本人としての自覚をもち、

他の国の人々や文化を尊重しながら、主体的に生きる人間を意味している。社会の変化に主体的に対応できるとともに、国際社会において期待される立場を理解して、自らの役割と責任を果たすことができる日本人である。個人の場合、自己の価値観を確立し、精神的に自立することによって他者の主体性を尊重することができるのと同様に、日本人としての自覚をもつことによって、他の国々を尊重しながら対等につき合うことができるようになることを目指しているのである。その際、

偏狭で排他的な自国賛美に陥ることのないように配慮することが必要である。

そのために、日本の思想、文化と伝統などが外来思想や文化を受容しながら形成された面があることを理解することは、他の文化や伝統を尊重することに結び付くことにもなる。他の国々の文化や考え方を理解して、これらを尊重する態度を養うことが重要であることに常に留意しながら指導に当たることが大切である。

この点については、大項目「(3) 現代と倫理」との関連を図り、無駄な重複を避け、生徒の課題意識に結び付くよう、適切な指導計画に基づいて指導することが求められる。

(3) 現代と倫理

現代に生きる人間の倫理的課題について思索を深めさせ、自己の生き方の確立を促すとともに、よりよい国家・社会を形成し、国際社会に主体的に貢献しようとする人間としての在り方生き方について自覚を深めさせる。

この大項目は、「ア 現代に生きる人間の倫理」及び「イ 現代の諸課題と倫理」の二つの中項目から成っている。

ここでは、アにおいて現代に生きる人間として何が基本的課題であるかを考えさせ、イにおいてこれらの課題を自己の生き方との関連においてとらえ、主体的に課題を探究させるとともに、よりよい国家・社会を形成し国際社会に主体的に貢献しようとする実践的意欲と態度を育てることをねらいとしている。

アでは、現代に生きる私たちが当面する重要な倫理的諸課題を考える上で手掛かりとなる倫理的な見方や考え方についての思索を深めさせることを目指している。その際に大切なのは、生徒が自己の課題と結び付けて考えることであり、イの課題探究による学習が可能となるよう内容を工夫することが求められる。したがって、基本となる倫理的な見方や考え方について理解させる場合も、単に知識として現代の特質を学びとらせるのではなく、生徒自身の課題とかかわらせて興味・関心を喚起し、現代に生きる人間としての在り方生き方にかかわる諸課題を主体的に探究させるよう、指導内容の構成と指導方法を工夫する必要がある。

イでは、アを踏まえて、学校や生徒の実態に応じて課題を選択し、探究する活動を通して、これらの課題に主体的に取り組む態度を育て、現代の倫理的諸課題の解決を探るために必要な論理的思考力や表現力を身に付けさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き方について自覚を深めさせることを目指している。

これらの学習を通して、現代という歴史的・社会的状況における倫理的諸課題について理解を深め、自分自身に固有な選択基準ないし判断基準を形成させ、現代に生きる自己の生き方の確立を促すことを目指して指導を工夫する必要がある。

ア 現代に生きる人間の倫理

人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間とのかかわり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福などについて、倫理的な見方や考え方を身に付けさせ、他者と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として考えを深めさせる。

(内容の取扱い)

(ア) アについては、倫理的な見方や考え方を身に付けさせ、自己の課題として考えを深めていく主体的な学習への意欲を喚起すること。

ここでは、現代に生きる人間が直面する諸課題を倫理的な視点からとらえさせ、他者と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として主体的に思索を深めさせることをねらいとしている。

「倫理」の目指すところは、単に知識の習得にのみあたるのではなく、「倫理的な見方や考え方を身に付けさせ」ること、換言すれば、生きる主体としての自己を形成する基礎を培うとともに、他者や社会に積極的にかかわっていく態度を育成することにある。「内容の取扱い」は、この中項目の学習においてもこの観点から学習させることの大切さを述べたものである。つまり、内容の諸事項について学ぶ際、一定の見方や考え方を学びとることにとどまらず、生徒自らが倫理的な見方や考え方を身に付け、自ら課題を受け止め、考えることのできる力を育てることこそ重要であるという指導上の課題を明示したものである。そのために人間の存在や価値について考えさせること、つまり、ありのままの人間について理解を深めるとともに、価値とのかかわりにおいて自己の在り方生き方を探究させることが重要である。例えば、人間がどのような位置付けで存在するのかを、他者とのかかわり、集団や社会とのかかわり、生命や自然とのかかわり、人間を超えたものとのかかわり、自分自身への問い、などの視点から考え、そのそれぞれについて、どう在ればよいか、どう生きればよいかという価値的な側面から思索を深める。学習の諸課題について、常にこれらの観点から学習させるのである。この観点から、現代の倫理的諸課題について、自己の課題として考えさせ、倫理的な見方や考え方を深め、今日の倫理的課題に主体的にかかわっていくことができるようにする。

その際、人間は他の人々とのかかわりなしには生きることができないこと、とりわけ今日、自己の生き方を他者や社会とのかかわりにおいて考えることが必要になっており、調和のとれた豊かな人間性の育成や社会性の育成が重視されていることから、他者と共に生きる自己の生き方を探究させることが大切である。

また、「内容の取扱い」に「倫理的な見方や考え方を身に付けさせ」とあるもう一つの意味は、イにおいて現代の課題を選択して学ぶことができるようにするために、この項目の内容については、生徒全員に学ばせ、今日の倫理的な課題について探究するための倫理的な見方や考え方を身に付けさせる。そのために基本的な諸課題を通して、人間とは何か、よりよく生き、よりよい社会の実現のためには何が重要かについて思索を深めさせるということである。この学習によって、イの内容について選択して学習することのできる課題意識をもつことができるようにする。

「人間の尊厳と生命への畏敬」については、先哲が人間をどのようにとらえ、人間の尊厳についてどこに根拠を求め、どのように考えたかを手掛かりとして人間の尊厳について理解を深めさせるとともに人間の生と死、老いや病の意味など深遠な生命について思索を深めさせ、生命への畏敬が現代における重要な倫理的課題となっていることに気付かせる。そこから生命はかけがえのないもの、他のものとは代替できないものであることを深く認識させ、生命を尊ぶ心を持ち、人間の尊厳を大切に生き、また、人間の力を超えるものに対する畏敬の念をもつことができるようにする。人間の尊厳の根拠を問うことや生命の深遠さに目を向けることにより、人間の尊厳や生命の大切さを単に自明のこととして考えるにとどまらず、より深い自覚に立ってこれらを大切にする態度をもたせることが重要である。

「自然や科学技術と人間とのかかわり」については、自然と人間とのかかわりについて、多面的にとらえ、自然とどのようにかかわり合って生きればよいかについて思索を深めさせる。科学技術については、今日の科学技術の発達の意義とそこから生じた諸問題にも触れながら、人間にとって科学技術とは何か、またそれをどのように利用していけばよいか、人間は自然とのかかわりにおいてどのような態度で生きればよいかについて考えさせる。その際、一面的な見方に陥らないように特に留意し、人間がよりよく生きていくためには何が重要かという観点から、多面的に考えさせる。

科学技術が人間生活を便利にした面、そこから生じた諸問題など具体的な諸側面については、イ

において生命、環境、情報社会などを取り上げて探究を深めることになっている。したがって、ここでは、人間と自然とのかかわりについて、先哲の基本的な考え方を手掛かりにするなどして、現代の科学技術の根底にある基本的な見方や考え方を理解させる。その際、日本的な自然観、東洋的な自然観などにも触れながら、科学的な見方や考え方についての理解を深めさせることもできる。

「民主社会における人間の在り方」については、社会と個人とのかかわりについて、民主主義社会に焦点を置いて、その基本的な在り方を考えさせることを目指している。一人一人のものの見方や考え方、価値観は本来多様なものであり、一人一人のものの見方や考え方、価値観を尊重し合うことが民主主義の重要な前提であることを理解させるとともに、自己の価値観を確立することと他者の価値観を尊重することの大切さを自覚させる。また、今日の社会では人間の生き方や行動は自由であるという前提に立って、自分自身が自由に生きるために必要な自分自身に固有な選択基準ないし判断基準を形成するとともに、他者に対する共感や他者理解が自己の価値観を深めることによって深まるものであることに気付かせる。

その際、民主社会の形成の基礎となった先哲の思想を手掛かりにして、民主社会の倫理的な見方や考え方を、個人と社会との関係、個人と国家や法との関係を主な視点として考えさせ、これを身に付けさせる。しかし、それらを手掛かりにする場合、その解説に終始することのないように留意し、個々人のものの見方や考え方、価値観の尊重という基本にかかわって、民主社会の成立や発展について考えさせる手掛かりとする。これらの学習を通して、自らが社会を形成する主体であること、民主社会の発展のために何をすればよいかを考えさせることが重要である。

例えば、人間が本来的にもつ権利とはどのようなものであり、社会の中でどう守られ実現されるのかを考えさせるとともに、経済活動を含め自由な行為や自らの権利が認められるためには、それを保障する社会の存在が不可欠であることや、そのような社会を形成するためには責任や義務が伴うことに気付かせ、果たすべき責任や義務とはどのようなことなのかを考えさせることも必要である。

「社会参加と奉仕」については、まず、人間は社会的存在であり、自己の生きる場としての社会をよりよいものにしていくことがだれにとっても重要であることに気付かせ、社会の構成員として積極的な役割を果たすことが求められていることを理解させる。その際、これまで日本や世界の中で社会に貢献した先人や、青少年がボランティア活動を通して、社会や集団における自己の役割、社会や他者に対する責任と協力について自覚を深めている例などを紹介して、社会参加と奉仕の意義を理解させ、社会参加の中にも生きがいがあることに気付かせ、生きがいとかかわって主体的に社会に参加することの大切さについて考えを深めさせる。

また、今日の世界が交通・通信手段の発達によって、相対的に近くなったことについての理解に立って、日本人としての自覚をもつとともに、国家や民族の違いを越えて人類愛や社会的連帯感に基づいて行動し奉仕する態度を育てる。

「自己実現と幸福」については、自己実現が一般に社会生活の中で達成されるものであることについて気付かせ、自己のみが幸福になろうとする利己的な狭い幸福観でなく、社会を構成する人々と共に幸福を実現することを目指して主体的、積極的に生きる生き方を求め、自己実現に努めることの大切さについて自覚を深めさせる。例えば、幸福についての先哲の考え方について、幾つかの角度から取り上げ、個人や社会全体の幸福について考えさせ、自己や社会全体の幸福の実現に積極的に参加する態度を育てる。

また、職業生活について考えさせたり、生涯学習を含めた人生設計を考えさせたりすることを通して、望ましい勤労観・職業観や勤労を尊ぶ精神を身に付けさせるとともに、個性を発揮し新たなものに創造的に取り組もうとする精神を大切に、よりよく生きることや生きがいについて思索を深めさせる。

なお、「人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間とのかかわり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福など」と「など」が付されており、これらのほかに、指導の上で必要があれば、人間尊重の立場に立った今日的課題として人種・民族問題や男女差別などを適宜取り上げることもできる。その際、民主社会を形成する人間としての在り方生き方を考えさせるという観点で取り扱うことが必要である。

「他者と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として考えを深めさせる」とあるのは、倫理の学習は主体の形成を目指すのであるが、それを単に自己の観点からだけ考えるのではなく、他者との
5 かかわりで生きるという点を常に忘れてはならないということを明確に示している。特に今日の生徒が、ややもすれば自己中心的になりがちだと指摘されていることから、他者と共に生きるという
ことは、倫理の基本的で重要な視点であり、広く自己の存在をとらえ、主体的に自己の価値観を形成
できるようにする必要がある。

「内容の取扱い」に「自己の課題として考えを深めていく主体的な学習への意欲を喚起すること」とある。これは、「倫理的な見方や考え方を身に付けさせ」とかかわっており、学習内容を単に一定
10 の見方や考え方を学びとることで終わることのないよう、生徒自身の生きる課題として学ばせる
ことが重要であることを、重ねて強調している。

イ 現代の諸課題と倫理

15 生命、環境、家族、地域社会、情報社会、文化と宗教、国際平和と人類の福祉などにおける倫理的課題を自己の課題とつなげて探究する活動を通して、論理的思考力や表現力を身に
付けさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き方について自覚を深めさせる。

(内容の取扱い)

20 (イ) イについては、アの学習を基礎として、学校や生徒の実態等に応じて課題を選択し、主体的に探究する学習を行うよう工夫すること。その際、イに示された倫理的課題が相互に関連
していることを踏まえて、学習が効果的に展開するよう留意するとともに、論述したり討論
したりするなどの活動を通して、自己の確立を促すよう留意すること。

25 ここでは、アの学習を基礎として、現代の諸事象にかかわる倫理的諸課題の中から課題を選択し、
生徒が主体的に課題を探究する学習へ発展させ、これらの課題の探究を通して、自らが積極的にこ
れらの課題に取り組んで生きる態度を育て、現代の倫理的諸課題の解決を探るために必要な論理的
思考力や表現力を身に付けさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き方について自覚
を深めさせることを目指している。

30 「倫理的課題」とあるのは、現在私たちはこれまでの世界観や価値観だけでは容易に解決の方向
性を見いだせない様々な倫理的課題に直面しているが、そのうち、生命、環境、家族、地域社会、
情報社会、文化と宗教、国際平和と人類の福祉などにかかわる、人間としての在り方生き方に直接
関係の深い倫理的諸課題について取り上げることを明示したものである。

35 「自己の課題とつなげて探究する」とあるのは、これらの倫理的課題を探究することが、自己の
生き方、言い換えれば、自分がどのように生きていくかということが、どのような社会を形成して
いくかということと密接に結び付いていることを示したものである。この点を踏まえて、生命、環
境、家族、地域社会、情報社会、文化と宗教、国際平和と人類の福祉などにかかわる現代の倫理的
課題の中から課題を設定し、生徒が主体的に課題を探究する学習へと展開させるように工夫するこ
とが必要である。

40 「生命」については、近年の生命科学や医療技術の発達に伴い、従来の生命観のみでは対処でき
ない様々な問題が生じてきていることなどにも触れながら、生命の誕生、老いや病、生と死の問題
等を通して、生きることの意義について考えさせる。その際、これらの問題が倫理・宗教・哲学・
科学・法律・経済・文化など様々な領域に広くかかわる問題であるとともに、家族や地域をはじめ
45 とする人と人とのかかわり、福祉や社会保障制度など社会とのかかわりの中にあることに気付かせ
る。老いや病や障害とともに生きる意義と社会の在り方について考えさせることも大切である。また、
人間の生命が自然の生態系の中で、他の生命との相互依存関係において維持されていることを
認識させ、人間中心の生命観にとどまることのないようにし、他のすべての生命との調和的な共存
関係の大切さを理解させる。

「環境」については、人間と自然とのかかわりや自然観などについて、先哲の考え方や科学的な見方や考え方、知識を手掛かりにして考えさせ、科学技術の発達による光と影の両面について考えを深める。環境汚染、環境破壊、資源問題などについては、今日では地球規模の問題であるとともに、次世代以降の世代に対しても責任が問われている問題であることを理解させ、人類の将来にも責任をもって生きる態度を育てる。その際、人類の知恵がこれまで様々な問題を解決してきたことについて考えさせ、いたずらに不安感をもつことのないようにするとともに、環境問題にかかわる人類の経済活動と公共政策の在り方について、地球規模の問題としてと同時に身近な地域の問題として考えさせるなど、問題の解決に積極的に取り組む態度を育てるよう留意して指導に当たる。

「家族」については、人格形成や扶養など人間生活における家族の役割について考えさせるとともに、社会学的な知識の理解にとどまることのないよう、現代の家族における夫婦関係や親子関係、自分にとって家族とは何か、家族の望ましい在り方はどうあればよいかなどについて考えを深めさせる。家庭における親と子の信頼関係を基盤に、人間は基本的な生活習慣を身に付け、自律性や社会性の基礎を培っていく。ここに人間形成の原点があることを認識させ、少子高齢化などの変化の中で、子育ての意義、介護、福祉の問題への認識を深めさせる。その際、男女共同参画社会の意義を理解し、その視点から男女の対等の在り方と相互の理解・尊重・協力の大切さについて理解させ、将来の自らの生き方について考えさせる。

「地域社会」については、人々の暮らしや働き方は大きく変容しており、地域社会の変化も著しい。その中で、家族構成や家族規模の変化、労働形態の変化、身近に暮らし働く外国の人々との共生、福祉や社会保障の在り方などが、地域社会の問題と密接に結び付いていることに気付かせる。グローバル化の進む現代において、人々の暮らしと労働、子育てや介護を支える場としての地域社会の役割があることを認識させ、地域の人々の声を生かした新しいまちづくりや地域社会における人間関係の在り方、地域社会における自らの生き方などについて考えを深めさせる。

「情報社会」については、情報社会の特質、及びその進展がもたらす人間や社会に対する影響について考えさせ、的確に、また主体的に情報を選択・発信することのできる能力やモラルを身に付けさせる。また、情報を活用して自己の生き方を豊かにすることや情報ネットワークによってつくられる人間関係の広がりなどの可能性がある一方、直接的な人間関係の希薄化、生活体験・自然体験の不足などがもたらす問題、人間の主体性の喪失の危険性、間接経験の拡大、知的財産の保護や共有の在り方など情報機器の利用にかかわるモラルの問題などにも目を向けさせ、情報社会のもつ光と影の両面から理解を深め、情報社会における自らの在り方生き方について考えさせる。

「文化と宗教」については、広い視野をもって様々な文化や宗教を理解し、それぞれが形は違っても人間としての共通の願いから形成されてきていることの理解に立ってそれらを尊重し、異なる文化や習慣、価値観をもった人々を理解し、共に生きていくことの大切さを理解させる。文化や宗教は過去を継承する人類の知的遺産であるが、交通網と情報網の発達が、国境を越えて異なる文化や宗教との接触をもたらし、時にはそこに深刻な紛争が生じることもある。ここでは、平等と公正の観点から人類の福祉や国際平和の問題とかかわらせたり、諸宗教の共存について考えさせたりすることも大切である。また、日本人としての自覚をもつとともに、自文化中心の考え方に陥ることなく、今日の国際社会が密接な相互関係の上に成り立っていること、自分たちの身近にも外国の人々や様々な文化や宗教との触れ合いがあることに気付かせ、日常的な課題として考えさせる。

「国際平和と人類の福祉」については、今日私たちが抱える問題が、例えば環境や資源の問題、食料や健康にかかわる問題などに見るように、一地域や一国内にとどまることのできない面が多いことの理解に立って、人類全体の福祉と国際平和の重要性を理解させ、自分たちにできることについて考えさせて、これに貢献する意欲を高め、積極的に参加する態度を養う。

国際平和については、人類が20世紀において二度の世界大戦を経験したこと、現在も様々な地域で紛争が続いていることを踏まえ、国際平和を求めていくことの大切さを理解させる。その際、例えば、「文化と宗教」の課題と関連させて、民族対立や民族差別などがなぜ生じているかについても考えさせ、人間の存在や価値について理解を深めさせるとともに、人類の福祉の面からどのようにしていくことが大切かを考えさせることもできる。また、ユネスコ憲章の一部などの国際平和や人類の福祉を目指す精神について述べた文章や、平和を求めた先哲の著作の一部を取り上げてその

基本的な考え方を理解させるなどして、世界の中の日本人としての在り方生き方を考えさせることもできる。

人類の福祉については、今日の国際社会には、福祉の面から見て重要な問題が少なくない。これらについて具体的な事例を挙げて、自分たちにできることについて考えさせ、人類の福祉に貢献する意欲を高めさせる。また、国際協力や国際協調の面からも考えさせることが大切である。しかし、そこには様々な問題もあることに気付かせ、特に自立支援の観点に立った国際協力の意義について考えさせる。

なお、これら現代の倫理的諸課題の学習に当たっては、持続可能な社会の形成という視点をもつことも大切である。

「論理的思考力や表現力を身に付けさせる」とあり、「論述したり討論したりするなどの活動を通して」（内容の取扱い）とあるのは、現代の倫理的課題の探究のためには、主体的に考え、自らの意見を整理して発表し、異なった意見をもつ人と議論する能力が必要であることを述べたものである。

そのためには、自らの考えを導き出した理由や根拠が十分なものであるか、前提が隠れたりしていないか、感情や利害に基づいて結論を導き出していないか、結論を出すに当たって様々な意見を公平に考慮しているかなど、理性的で倫理的な立場を忘れず、筋道を立てて考え、自らの考えを批判的に吟味する力が必要である。その際に、物事の根底にある価値観を見極めようとする態度、既にある見方や価値観にとらわれず、新しい考え方や可能性に目を向ける態度を身に付けることが求められているのである。

また、現代の倫理的課題が必ずしも一つの正答があるとは限らない課題であることから、そのような課題を主体的に考えるためには、異なった意見をもつ人と議論する力を身に付けなければならない。つまり、様々な条件や状況を考慮しながら議論を深める必要があり、自らの意見を相手に正確に伝えるときにも相手の意見を理解し、それぞれの意見の違いが根底においてどのような価値観に基づいて生じているのかを明らかにし、その上でなお、課題解決の方向を探っていくことが求められるのである。

以上のような能力や態度を、単に知識を与えることによってではなく、生徒が具体的な問題を手掛かりに自ら主体的に考え、議論を深め、その解決の方策を探ることを通して、身に付けるように工夫することが重要である。

「イに示された倫理的課題が相互に関連していることを踏まえて」（内容の取扱い）とあるのは、これら現代の倫理的諸課題がそれぞれ単独で存在しているのではなく、相互に複雑に関連し合っていることを明示したものである。言い換えれば、どの課題を取り上げた場合も、他の項目の内容の課題を考えるのに役立つ学習とすることができし、基本的には現代に共通する倫理的課題について考えさせることができる。したがって、それぞれの課題を探究する学習においては、諸事象の関係付けや分析・総合などの思考活動を促し、課題についての理解の深化を図るようにすることが重要である。

「自己の確立を促す」とあるのは、このような指導によって、自ら学び、自ら考え、判断する力とともに、事象を多面的、総合的にとらえることができるような力を身に付けさせ、自らの人生観、世界観ないし価値観を築いていくように促すことを述べたものである。今日の社会は多くの課題を抱えており、その解決も容易ではないが、人間の英知はこれまでも解決困難な多くの課題に取り組んできたこと、これからも展望を拓いていくことが可能であるという希望をもつことの大切さに気付かせ、これらの課題の解決に向けてねばり強く考え続ける意欲を高めるように指導することが重要である。

この選択を学校選択とするか、学級を単位として選択するか、あるいは生徒個々の選択とするかは、各学校において、学校や生徒の実態等に応じて工夫する。その際、討論や調べ学習、発表や論文集の作成など、学校や生徒の特性や実態に応じた多様な学習方法により、学習したものが全体で共有されるように配慮する。これら指導上の工夫を通して、また選択した課題が他の課題と相互に関連し合っていることに留意して、学習が効果的に展開できるようにするとともに、生徒の理解が一層深まるように配慮する必要がある。

3 指導計画の作成と指導上の配慮事項

(1) 他の教科・科目などとの関連と全体のまとめ

ア 中学校社会科及び道徳並びに公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科、情報科及び特別活動などとの関連を図るとともに、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに偏らないようにすること。

ア 中学校社会科及び道徳との関連に配慮すること

学習効果を高め、生徒に人間としての在り方生き方について自覚を深めさせるためには、中学校社会科及び道徳との関連を図った授業展開が必要である。

「倫理」はその目標において「良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。」としているが、中学校社会科は、その目標の中に「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」としている。また、目標にとどまらず、具体的な指導内容においても、「倫理」と密接な関係がある。例えば、(2)の「イ 国際社会に生きる日本人としての自覚」は中学校社会科歴史的分野や地理的分野と、「(3) 現代と倫理」は中学校社会科公民的分野と関連がある。

また、「倫理」は、高等学校における道徳教育としての人間としての在り方生き方に関する教育において重要な役割を担っている。中学校の道徳教育は「道徳性の育成」を図り、道徳の時間においては「道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的实践力を育成する」ことを目標としている。また、中学校における道徳教育は、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を……具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成する」ことを目指すものである。中学校道徳の内容として定めている24項目の中にも、「倫理」の内容と共通していたり、あるいは関連の深い項目が多く含まれている。したがって、「倫理」の指導においては、このような中学校の道徳教育における指導を受け継ぐよう、十分関連を図る必要がある。

これらの関連を図る際、当然のことではあるが、生徒の発達の段階を考慮し、指導内容が中学校から高等学校へと一層深化、発展したものとなるよう配慮する必要がある。「倫理」も中学校の道徳教育と同じく、他者と共に生きる主体としての生徒の人生観、世界観ないし価値観の基礎を培うことを目指すのであるが、「倫理」においては、明確に青年期の課題を踏まえ、より深く思索させることができるよう、日本や世界の先哲の基本的な考え方を手掛かりとして学習させる点にその特質がある。

イ 公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科、情報科及び特別活動などとの関連に配慮すること

「倫理」の指導は、公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科、情報科及び特別活動、特にホームルーム活動などとの関連に配慮することが大切である。その際、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の全体計画において「倫理」の位置付けを明確にし、「倫理」が生徒自身が他者と共に生きる主体としての自己形成を目指すものであるという科目の特質に十分配慮して他の科目などとの関連を図る必要がある。

公民科の中では、「現代社会」、又は「倫理」と「政治・経済」のいずれかを選択して履修しなくてはならないことになっている。したがって、「倫理」と「政治・経済」相互の有機的な関連を図るとともに、内容の不必要な重複がないよう留意しながら、公民科としての目標を達成していくことが必要になる。また、他の教科・科目との関連も重要であり、地理歴史科に属する各科目とも目標や内容において密接な関連をもっていることを考慮するとともに、「総合的な学習の時間」とも

密接な関連を図って指導する必要がある。さらに、内容によって理科、保健体育、芸術、家庭、情報、に属する各科目などとも関連を図る必要がある。特に、家庭に属する科目の「家庭基礎」、「家庭総合」、「生活デザイン」における家族や福祉の問題などに係る内容及び、情報に属する科目の「社会と情報」、「情報の科学」における情報モラルなどに係る内容が「倫理」とかかわりが深い。また、読書力や読解力・表現力を育てる学習過程などを考慮すれば、国語に属する各科目との関連にも配慮する必要がある。加えて、学校設定教科に関する科目である「産業社会と人間」や専門教育に関する教科・科目のうち特に「課題研究」などは、人間としての在り方生き方に関する教育にかかわっており、「倫理」と関係がある。

特別活動、とりわけ、ホームルーム活動は内容の3項目のうち「(2) 適応と成長及び健康安全」、「(3) 学業と進路」が特に「倫理」とかかわりが深い。これらの内容の指導は、人間としての在り方生き方に関する教育において「倫理」とともに中核的役割を担っているのである。

また、「総合的な学習の時間」は、自己の在り方生き方を考えることができるようにすることもねらいとしており、生徒の価値観の形成にかかわっている。

ウ 全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに偏らないようにすること

「倫理」は上述の諸点に十分配慮しながら、人間の存在や価値について思索を深め、自らの人生観、世界観ないし価値観の基礎を培い、人格形成につながるように学習する科目であるところから、特に、特定の内容に偏らないように指導することが必要であり、全体としてのまとまりをもつように指導計画を作成する必要がある。各項目相互の関連に留意し、適切な時間配当に基づいて、内容の全般にわたって生徒に深く考えさせるように指導を工夫することが大切である。また、「(3) 現代と倫理」の「イ 現代の諸課題と倫理」については、生徒の実態や生徒の興味・関心等に応じて、課題を選択し指導するものであり、全体として適切な時間配当となるように配慮する。この課題選択による学習は主体的な学習や課題探究的な学習を取り入れることを前提としたものであり、このことが「倫理」全体の指導上の視点として重要であることにも留意することが必要である。

(2) 指導内容の精選と生徒の人生観、世界観の確立のための工夫

イ 先哲の基本的な考え方を取り上げるに当たっては、内容と関連が深く生徒の発達や学習段階に適した代表的な先哲の言説等を精選すること。また、生徒自らが人生観、世界観を確立するための手掛かりを得させるよう様々な工夫を行うこと。

ア 先哲の考え方についての事項・事柄を精選すること

先哲の基本的な考え方を手掛かりとして学ばせるねらいは、現代を生きる生徒に、人間としての在り方生き方について自己形成の課題と結び付けて考えさせ、自らの人生観、世界観ないし価値観を確立するための手掛かりを得させることにある。したがって、先哲の考え方を単に網羅的に取り上げるような指導では、生徒はかえって思索から遠ざかり、学習に興味を失うことになりかねない。代表的な先哲やその基本的な考え方を、生徒に人間としての在り方生き方を考えさせるのに適したものに精選し、生徒自身が自らの課題として思索を深めるように学ばせることが必要である。

その際、先哲の考え方については、生徒の理解力や生活体験の水準から理解が困難と思われるような、学問的に程度の高い内容に指導内容を広げることは、単なる知識の習得に終わるだけでなく、生徒の学習意欲を減退させるおそれがある。先哲の生き方や考え方を生徒のもつ課題や悩みなどと結び付け、自らの人生観、世界観ないし価値観を確立するよう指導することが重要である。

イ 生徒自らが人生観、世界観を確立するための手掛かりを得させるよう様々な指導の工夫を行うこと

「倫理」においては、その目標や内容が示すように、他者と共に生きる主体としての自己の確立を目指し、主体的に考える考え方や態度、習慣を身に付けさせることが大切である。

したがって、指導内容を生徒のもつ課題や悩みなどと結び付けて考えさせる工夫をするとともに、

単に教師による講義に終始することなく、例えばグループ討議やクラス討議、感想文や小論文、3分間スピーチ、研究発表を取り入れるなど、様々な指導方法を工夫することが大切である。先哲の生き方や考え方について、また一定の主題について、生徒が自分なりの考え方や意見を論理的にまとめて発表したり、討論したりすることを通して、自分なりの在り方生き方を探求することができるような場を積極的に設けていくことがより重要である。考えさせたり表現させたりすることにより、授業に積極的に参加させることができ、学習効果を高め、「倫理」への興味を高めることにもなるのである。

したがって、生徒の実態を常に把握しながら、生徒にふさわしい資料を活用することが大切である。「倫理」の指導における資料は、古典などに親しむ態度や習慣を養い、思想的な文章を読んで理解し、それらの内容に関する自分の考えや意見を発表することができるようにするためにも重要である。そのための資料としては、例えば先哲の著作やその解説などが考えられるが、その選択に当たっては、理解しやすく思索を深める手掛かりを得るのにふさわしい、平易で内容の豊かなものを選ぶようにすることが望ましい。

文学作品や美術作品、音楽、新聞や雑誌の記事、映画や演劇、テレビやラジオの番組、高校生の作文や日記などからも適切な資料を広く求め、生徒の実態に応じて教材として扱う工夫をすることが大切である。視聴覚教材やコンピュータ等を有効に活用して、独自の教材を開発し、活用を進めていくことも望まれる。また、生徒がインターネットなどを活用して資料を収集するなどの学習活動に際し、適切に支援することが重要である。

さらに、「総合的な学習の時間」や「産業社会と人間」などにみられる体験的な学習を生かしたり、これらの方法を可能な限り取り入れたりすることもできる。作業的、体験的な学習は生徒の興味・関心を高め、学習意欲の向上につながり、学習効果を高めることができる。例えば調査研究、発表学習、ボランティアの体験を生かした学習を取り入れるなどの工夫もより大切である。特に、「(3) 現代と倫理」の指導に当たっては、ホームルーム活動等とも連携して、地域の人材を講師に招くなどの工夫も重要である。

第3節 政治・経済

1 科目の性格と目標

(1) 「政治・経済」の基本的性格

「政治・経済」は、現代の政治、経済、国際関係の動向や本質を把握させ、それらに関する客観的な見方や考え方を深めさせて、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養うことを基本的性格としている。

今回の改訂では、グローバル化や規制緩和が進展し一層の変化が予想される社会において、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きること、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力の育成が求められていることに留意した。

これらの資質や能力は、これまでも公民科で重視されてきたものであり、とりわけ、「政治・経済」においては、今までと同様に、自ら考え、判断し行動できる資質や能力の基礎として、見方や考え方を深めることに重点を置いた学習が必要となる。

なお、ここでいう見方や考え方とは、政治や経済に関する事象相互の関連や本質をとらえる概念的な枠組みと考えることができる。そして、現代の政治、経済、国際関係などについての客観的な見方や考え方を深めさせるためには、政治や経済の基本的な概念や理論を具体的な事例を通して学習させるとともに、実際に政治や経済に関する事象相互の関連や本質について探究させることが必要である。その際、広い視野に立って客観的に考察する力や態度を養うとともに、探究の方法や技能を身に付けさせることも大切となる。

また、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質の基礎として、公正な判断力を育成することが必要となる。そのため、現実の社会においては様々な立場やいろいろな考え方があることについて理解し、それらを踏まえて現代社会の諸課題について判断させ、社会に関する健全な批判力を育成することが必要である。

今回の改訂においても、中学校社会科公民的分野では、政治や経済についての見方や考え方の基礎と公正に判断する能力と態度を養うことが重視されている。「政治・経済」では、中・高等学校の関連に留意し、見方や考え方をはじめこれらの能力や態度を連続的に成長させることが必要であり、この科目固有の性格を一層明確にした指導が求められる。

(2) 目 標

広い視野に立って、民主主義の本質に関する理解を深めさせ、現代における政治、経済、国際関係などについて客観的に理解させるとともに、それらに関する諸課題について主体的に考察させ、公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

目標は、次の各部分から構成されている。

第一は、「広い視野に立って」という部分である。これは、中学校社会科の学習の成果を踏まえ、①多面的・多角的に考察しようとする態度を育てること、②国際的な視野を育てること、を意味している。特に、①については、現代の社会においては政治と経済との相互関連性が強く、社会的事象の一面的な学習ではその本質をとらえることが困難になっており、多面的・多角的に見ることがますます重要になってきたことを示したものである。また、②はグローバル化の進展に対応しており、一国の政治や経済について見る場合にも国際政治や国際経済との関連からとらえるなど、世界全体を視野に入れて考察させようとするものである。

第二は、「民主主義の本質に関する理解を深めさせ」という部分である。これは従前からこの科目の基本的な性格として示されているものであり、中学校社会科公民的分野の学習と関連させながら、個人の尊厳や基本的人権の尊重など民主主義の基本となる考え方を踏まえて、民主主義につい

て理論的，体系的に理解させることを意味している。

第三は、「現代における政治，経済，国際関係などについて客観的に理解させる」という部分である。これは，この科目の具体的な内容を示すとともに，政治，経済，国際関係などの本質や動向を把握し客観的に理解させることを通して，政治や経済の基本的な見方や考え方を身に付けさせることを示唆している。

第四は、「諸課題について主体的に考察させ，公正な判断力を養い」という部分である。この部分は，政治，経済，国際関係などの学習を通して身に付けた見方や考え方に基づいて，現実の諸課題をとらえ望ましい解決の在り方について主体的に考察させて，公正に判断する能力や健全な批判力を養うことを意味している。

第五は、「良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。」という部分である。これは，従前と同様，公民科に属する他の2科目と共通の表現となっており，広く，自らの個性を発揮，伸長しつつ，文化と福祉の向上，発展に貢献する能力と，国家・社会の一員として平和で民主的な社会生活の実現，推進に向けて主体的に社会の形成に参画，協力する態度を育てることが，公民科の究極のねらいであることを示すものである。

2 内容とその取扱い

(1) 現代の政治

現代の日本の政治及び国際政治の動向について関心を高め、基本的人権と議会制民主主義を尊重し擁護することの意義を理解させるとともに、民主政治の本質について把握させ、政治についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる。

この大項目は、「ア 民主政治の基本原則と日本国憲法」、「イ 現代の国際政治」の二つの中項目から構成されている。ここでは、現代の日本及び国際社会における政治の動向について関心を高め、政治に関する基本的な概念や理論を習得させるとともに、習得した概念や理論を活用しながら、現代の政治的事象の背景や政治的な諸課題について考察させ、民主政治の本質や現代政治の特質をとらえさせることを通して、政治についての見方や考え方を深めさせることをねらいとしている。

一般に政治とは、意見や信念及び利害の対立状況から発生する現象である。したがって、異なる意見がどのように主張されているかについての理解を深めるとともに、各人がそれぞれ自分の意見をもちながら、その上で、自分とは異なった意見、時には対立する意見が成立し存在する理由を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが大切であり、それが政治への理解の第一歩である。

こうした政治の特質を踏まえながら、この大項目のねらいを達成するため、現代の政治に対する関心を高めるとともに、政治的な事象をとらえる一つの理論を絶対的なものとして取り扱うことのないように留意し、客観的な事実に照らして理論を吟味していく姿勢を育てることが必要である。

ア 民主政治の基本原則と日本国憲法

日本国憲法における基本的人権の尊重、国民主権、天皇の地位と役割、国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観させるとともに、政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義、地方自治などについて理解させ、民主政治の本質や現代政治の特質について把握させ、政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる。

(内容の取扱い)

ア 内容の(1)については、次の事項に留意すること。

(ア) アの「法の意義と機能」、「基本的人権の保障と法の支配」、「権利と義務の関係」については、法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、裁判員制度を扱うこと。

「民主政治の本質」については、世界の主な政治体制と関連させて扱うこと。また、「現代政治の特質」については、世論形成などについて具体的事例を取り上げて扱い、主権者としての政治に対する関心を高めることに留意すること。

ここでは、民主政治や法の基本原則とそれらに基づく制度や仕組みについて説明したり、それらがもつ意義や意味について解釈したりする学習などを通して、政治や法に関する基本的な概念や理論を習得させるとともに、習得した概念や理論を活用して、現代の政治的な課題について考察させながら、民主政治の本質や現代政治の特質をとらえさせ、望ましい政治の在り方及び国民の政治参加の在り方について主権者として広い視野から考察させることを主なねらいとしている。

指導に当たっては、民主政治の諸原則とそれらに基づく政治制度について、日本国憲法とその下での政治や法と関連付けながら、制度が設けられている理由や背景、制度が民主政治の理念の実現に果たしている役割などを考察させるようにする。また、現代の政治的事象や政治的な課題を事例

として取り上げ、それらの原因や背景などを考察させることを通して、民主政治の本質や現代政治の特質をとらえさせることが大切である。

その際、「法の意義と機能」、「基本的人権の保障と法の支配」、「権利と義務の関係」については、「法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせる」（内容の取扱い）と示されているように、社会規範の一つとしての法が紛争の防止や利害対立の調整や解決に果たしている役割などを理解させ、法の意義について理解を一層深めさせることが大切である。また、「民主政治の本質」については、「世界の主な政治体制と関連させて扱うこと」（内容の取扱い）と示されているように、比較政治の観点をもつことが必要である。

さらに、「現代政治の特質」については、「世論形成などについて具体的事例を取り上げて扱い、主権者としての政治に対する関心を高めることに留意すること。」（内容の取扱い）と示されているように、国民世論の形成がマスメディアによって大きな影響を受けていることや、政党政治や選挙、国民の政治意識や政治行動の特徴などの具体的事例を取り上げることによって、政治への関心を高め、主権者としての主体的な政治参加の在り方へと考察が深まるように工夫することが大切である。

「日本国憲法における基本的人権の尊重、国民主権、天皇の地位と役割、国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観させるとともに」については、日本国憲法が、基本的人権の尊重、国民主権を基本原則とする点で国民国家の枠を超えた普遍性をもっていることに気付かせ、民主政治の諸原理やそれらに基づく政治制度と関連させて理解させることが大切である。天皇の地位と役割については、国民主権と関連させながら、天皇が日本国及び日本国民統合の象徴であること、日本国憲法の規定に基づき、内閣の助言と承認により国事に関する行為を行っていることを理解させる。国会、内閣、裁判所などの政治機構については、中学校社会科公民的分野の学習の基礎の上に立って概観させる。なお、裁判所を扱う際には、国民の権利を守り社会の秩序を維持するために法に基づく公正な裁判の保障があること、公正な裁判のためには司法権の独立が必要であることを理解させる。また、「裁判員制度を扱うこと」（内容の取扱い）を通して、国民の司法参加の意義を理解させるとともに、刑罰の意義、犯罪被害者の救済や犯罪者の更生に触れるなど指導を工夫することが考えられる。

「政治…の意義と機能」については、政治とは広義には、個人あるいは集団の考え方や意見、利害の対立や衝突を調整したり解決したりすることにより、社会の秩序を維持し統合を図る機能を意味していること、このような意味での政治は社会生活のあらゆる場において普遍的に存在するものであることを理解させる。さらに、政治には強制力があること、国家は一定の領土内において物理的な強制力を合法的に独占していることを理解させる。

「法の意義と機能」については、法は社会生活における人間の行動を規律する社会規範の一つであり、国家による強制を伴う点で道徳や慣習など他の社会規範と異なること、個人あるいは集団の権利を擁護するとともに社会の秩序を維持する機能を有していること、民主社会においては、国民の代表者からなる議会が社会の統一的な意思決定として法を定めていること、したがって、国民には法を遵守する義務があることなどを理解させる。また、法には国家と国民の間を規律する公法や、私人間を規律する私法などがあることを理解させる。

「基本的人権の保障と法の支配」については、まず、近代国家には、国民の基本的人権と国家の基本的な制度的枠組みを定めた最高法規として憲法があることを理解させ、法の支配や立憲主義の考え方が成立した近代政治の過程にも触れながら、憲法が定められ、国民の自由や権利が保障されていることの意義を理解させる。

法の支配については、ただ単に法に基づいて政治を行うことではなく、人権の保障を目指す法の下に政治権力を従属させることによって、為政者の恣意的支配を排除し、国民主権を確立し人権保障を確保しようとする民主政治に不可欠な原理であり、個人の尊厳と法の下での平等を求めるものであることを理解させる。

その上で、日本国憲法が保障している基本的人権を取り上げ、その内容、確立の歴史的背景・経緯、政治制度との関連などについて考察させ、個人の尊厳、自由、平等などの社会的価値について理解させる。その際、権利相互の関係や人権をめぐる諸課題についても理解させる。

自由権の基本権については、その成立の背景について考察させる過程で、絶対主義、自然権、社

会契約、法の支配などの概念に触れるとともに、議会制や権力分立制などとの関連を理解させる。

平等権については、社会における不合理な差別を完全になくすことに主体的に取り組むよう、十分な理解と積極的な態度を身に付けさせることが必要であり、そのため、社会の様々な分野における差別撤廃の努力について、具体的な事例を手掛かりに学習させることが望ましい。

参政権については、普通選挙制度の実現によって、政治的平等の原理が確立されたことに触れるとともに、選挙や国民投票など、国民の政治参加のための制度との関連を理解させる。

社会権的基本権については、それが、近代から現代にかけての政府の機能の変化、すなわち夜警国家から福祉国家への変化の過程で登場してきたものであることを理解させるとともに、教育、労働、福祉にかかわる社会制度の整備との関連を理解させる。

また、現代社会においては、基本的人権をさらに拡充するものとして様々な権利が主張されていることを理解させる。

以上の学習を通して、基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果として確立されてきたものであること、人間が生まれながらにして持つ権利としての基本的人権を確立することが現代の普遍的価値となっていること、自由・権利はその内容について不断に吟味しつつこれを保持していく必要があることを理解させる。

「権利と義務の関係」については、個人の尊厳と法の下での平等の原理に基づき、人はそれぞれ自己の権利を主張しその保障を要求し得ると同時に、他者の権利を尊重する義務を負うということ、すなわち、権利とは義務を伴うものであることを理解させる。その際、社会における権利相互の衝突とそれらにかかわる裁判所の判断、契約における権利と義務の関係など具体的な事例を取り上げ、権利と権利の衝突を調整する原理として公共の福祉という考え方などがあることを理解させる。

「議会制民主主義」については、国民主権、議会制民主主義、権力分立、議院内閣制、違憲審査制などの概念やそれらにかかわる政治理論を習得させ、日本国憲法の下でそれらの政治制度や政治機構がどのような理由で設けられたのか、制度や機構の背景にある民主政治の考え方について考察させる。また、議会制民主主義が理念的には権力分立制の下、国民代表制と多数決の原理に基づく議会を通じて運営されていることを理解させる。

「地方自治」については、地方自治が住民自らの意思と責任の下で行われるものであり、民主政治の基盤をなすものであることを理解させる。また、我が国では、地方自治の政治制度においては、直接民主制の考え方が国政よりもより多く取り入れられていることや、執行機関の最高責任者である首長と議会の議員とが、住民を代表するものとして、それぞれ独立に選出され、相互に抑制と均衡の関係を保っていることなどを理解させるとともに、地方自治に対する関心を高めるように指導することが大切である。

「民主政治の本質や現代政治の特質について把握させ」については、民主政治の本質が、一国の政治の在り方を最終的に決定する権力が国民にあるとする国民主権の考えを原理とし、国民による承認ないし同意に権力の正統性を求める政治であることを把握させる。また、民主政治は国民の自治を最大限に重視しながらも、自治の側面と強制的側面とのバランスをとっていこうとする政治体制であることに気付かせる。

その際、同じ民主政治でも、イギリスでは議院内閣制、アメリカ合衆国では大統領制というように、各国の政治文化を背景にして様々な形態があることを理解させることが大切である。また、近隣アジア諸国の政治体制、政治状況の特質や動向を取り上げ、民主政治の現状と将来に関する視野を広げさせることも大切である。

次に、現代政治の特質については、全世界で民主主義がほとんど唯一の正統な政治原理として承認されるようになったこと、価値観が多様化し利害の対立が複雑化した社会状況の中で、政府による利害調整の働きに対する国民の期待が大きくなっていること、民主主義の下で政治参加が重視されるようになったことなどを把握させる。また、行政国家、官僚制、大衆民主主義などの概念を取り上げ、福祉国家の下で国家機能が著しく複雑化・大規模化して、行政府の役割が増大化したこと、マスメディアが国民世論の形成に果たす役割が大きくなってきたこと、特定の政治的志向をもたない人々が増加したり、政治的無関心の広がりが見られたりするようになっていることなどを気付かせる。

「政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる」については、現代政治における個人、政党及び圧力団体の行動、住民運動について取り上げ、客観的な資料を基に様々な角度から考察させることを通して、国民の政治参加が政策決定に及ぼす影響や、主権者としての政治参加の在り方について考察させる。

これらの学習を通して、議会政治は、対話を通して相反する意見や利害を調整し、共存の可能性を見いだしていく働きをもつものとして重要な価値を保っていることや、民主主義は、多数者の意思に基づく政治を基本とするが同時に少数者の権利や意見の尊重が必要であることなどに気付かせる。

さらに、国民の政治参加の在り方について、主権者である国民として民主政治を維持するには国民の合理的な意思決定と公正な世論の形成、政治参加と自律的な行動が大切であること、憲法改正手続における国民投票や地方自治における直接請求権など、投票以外にも多様な政治参加の道があることを理解させることが大切である。

イ 現代の国際政治

国際社会の変遷、人権、国家主権、領土などに関する国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機構の役割、我が国の安全保障と防衛及び国際貢献について理解させ、国際政治の特質や国際紛争の諸要因について把握させ、国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割について考察させる。

(内容の取扱い)

(イ) イについては、文化や宗教の多様性についても理解させること。また、「国際紛争の諸要因」については、多様な角度から考察させるとともに、軍縮や核兵器廃絶などに関する国際的な取組についても扱うこと。

ここでは、現代の国際政治にかかわる基本的な概念や理論について学習させるとともに、現代の国際政治の特質や国際紛争の諸要因について、国家間の対立と協調の両面から把握させ、国際社会における日本の役割について広い視野から考察させることを主なねらいとしている。

指導に当たっては、民主政治の重要性や基本的人権の尊重などは国際社会にも共通する理念であることを踏まえるなど、「ア 民主政治の基本原則と日本国憲法」の学習の成果を十分に生かすことが必要である。また一方で、国際政治には、国内政治とは異なる特質があることにも留意する必要がある。それは、すべての国家は主権を有しており国家間の上に立つ権力は存在しないということである。国家が主権を有し他国との対等な関係を前提としているにもかかわらず、現実には、様々な面で国家間の格差が生じており、このような問題については、国際政治においても国内政治と同じく、すべての人の人権の尊重、法の支配、民主的な手続きを踏まえた平和的な解決が求められていることや、国家間の利害調整や国際平和のためには国家主権が制限される場合のあることを理解させる。また、国際連合をはじめとする国際機構の意義や役割に加えて、グローバル化が進展し、国家を越えた非政府組織（NGO）や多国籍企業の活動が国際政治に大きな影響を与えていることについても理解させる。さらに、国際社会における文化や宗教の多様性を十分に認識させ、それぞれの特徴や違い、それによって考え方や習慣が異なってくることを理解させるようにする。

「国際社会の変遷」については、冷戦後の国際政治の動向について把握させることを主なねらいとしている。ここでは、国際間の相互依存、紛争の平和的解決のために国際連合をはじめとする国際機構や、国際法が発展してきたことを理解させた上で、冷戦後の動向について理解させる。すなわち、発展途上国の中から急速な経済成長を遂げる国が現れるなど国際社会の多極化が一層進んだこと、環境、人権、貿易などについて各国の立場が激しく対立する問題が発生する一方で、問題解決へ向けて様々な国際協力が展開されていること、グローバル化の進展が国際政治に大きな影響を与えていること、貧困や人権侵害を引き起こす地域紛争に対して、国連などの国際機関から非政府

組織（NGO）まで様々なレベルにおいて平和と安定を取り戻す活動が行われていることなどを理解させる。

「人権、国家主権、領土などに関する国際法の意義」については、国際法の基本的な仕組みについて理解させるとともに、国際法については統一的な立法機関がなく、国際司法裁判所の裁判も当事国の合意をもって始められるなど、強制力が十分には機能しないことについても理解させるとともに、国家間の関係を規律する法である国際法が、近年は個人、企業、国際機関などの国家以外のものも規律するようになってきていることを理解させる。さらに、軍縮、人権、環境、資源の保護などに対する国際世論の高まりや地域統合の進展に伴い、国際法の重要性が高まってきていることに気付かせる。

人権については、国際連合によって採択された世界人権宣言、国際人権規約などの意義を踏まえ、その後も人権に対する意識の高まりを背景に様々な宣言等が採択されるなど、人権擁護は人類共通の課題であるという認識が世界的に広まったことを理解させる。

国家主権については、一国内に最高権力を樹立することによって国家統一を達成し、やがては国民主権への道を開く一方で、国家間の対立や領土紛争を発生させたことに気付かせ、国際法による国家主権の制限の意義について理解させる。

領土については、領土が領空、領海を含むものであり、国民の基本的な生活圏であることを踏まえながら、国民、主権と並んで近代国家の構成要素であることを理解させる。また、領土問題については、我が国をも含めて様々な国家間で未解決の問題があるが、国際平和の維持と安定のためにも、平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。その際、我が国においては領土問題について、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて理解を深めさせる。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場を踏まえ、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせる。

「国際連合をはじめとする国際機構の役割」については、国際連合や地域的な政府間機関が、国際平和、環境、資源・エネルギー問題、南北問題、人権擁護などの国際社会における諸問題に取り組んでいることを理解させる。例えば、国際連合については、国際紛争の防止や解決に向けての行動などについて考察させ、国際連合の普遍性と意義について理解させる。さらに国際連合の専門機関などの活動が、人類の福祉に大きな貢献をしてきたこと、国際連合による平和維持活動が世界の平和に大きく寄与していることを認識させる。地域的な政府間機関などについては、例えば、欧州連合（EU）、東南アジア諸国連合（ASEAN）などを取り上げ、経済の側面だけでなく、共通の安全保障政策など政治の側面からも重要であることに着目させ、その役割について理解させることなどが考えられる。

「我が国の安全保障と防衛及び国際貢献」については、平和と安全の確保が、人類の福祉を実現する上で欠くことのできないものであることに気付かせるとともに、日本国憲法の平和主義の理解の上に立って我が国の安全保障と防衛について理解を深めさせる。その際、国際紛争の原因を除去するためになされている外交、人的交流、文化交流、経済協力などの活動や、日米安全保障条約や我が国の防衛や国際社会の平和と安全の維持のために自衛隊が果たしている役割など我が国の防衛や国際社会の平和と安全に関する基本的事項について理解させ、国際社会における平和と安全を確保しようとする各国と協調しながら、我が国の平和と安全をいかにして実現していくかを広い視野から考察させる。

「国際政治の特質や国際紛争の諸要因」については、国際社会は、それを構成している主権国家による国益の追求により対立が避けられないこと、戦争はその対立を武力により解決しようとするものであること、その対立を解消するために調整し協調することが国際政治に必要とされることを理解させる。また、現在では、国際紛争は国家間の対立だけではなく、民族対立が拡大したり、武装集団によるテロ行為をきっかけに戦争が生じたりするなどその要因が多様化していることにも触れる。その上で、平和共存と協調のもとに国際関係を展開させ、利害調整を行い、国際的な相互依存関係の深まりの中において人類の平和的共存を目指してきたという国際政治の特質を把握させ

る。また、「軍縮や核兵器廃絶などに関する国際的な取組」（内容の取扱い）についても扱うこととする。なお、民族対立や国際紛争については、「文化や宗教の多様性についても理解させ」（内容の取扱い）望ましい解決方法を考察させることが大切である。

「国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割について考察させる」については、この中項目で学習した内容を踏まえて、グローバル化が進み、国境や地域を越えて人やモノや情報が行き交い、結び付きが強くなった国際社会において日本がこれから果たすべき役割について考察させる。そして、いかなる国家も不当な圧力に脅かされないこと、地球上から飢餓や貧困を解消していくように全力をあげるなどについての認識を深めさせ、日本の役割や国際社会の在り方について考えようとする意欲を高めることが必要である。

(2) 現代の経済

現代の日本経済及び世界経済の動向について関心を高め、日本経済のグローバル化をはじめとする経済生活の変化、現代経済の仕組みや機能について理解させるとともに、その特質を把握させ、経済についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる。

この大項目は、「ア 現代経済の仕組みと特質」、「イ 国民経済と国際経済」の二つの中項目から構成されている。ここでは、大きな変動が続いている現代の日本経済及び世界経済の動向に関心をもち、グローバル化が進み、ますます世界との関係が緊密化している日本経済の動向や経済生活の変化を理解させ、現代経済を貫いている基本的な原理や、現代経済の仕組みや機能を理解させるとともに、現代の日本経済及び世界経済の特質を把握させることを通して、経済についての基本的な見方や考え方を身に付けさせることを主なねらいとしている。

経済的現象を取り上げるに当たっては、経済問題の背後には経済的欲求に比べて利用できる資源の存在量が限られているため、個人や社会を問わず最適な経済活動を行うためには希少な資源をいかに配分するかという選択の問題が基本的な問題として存在していることに気付かせることが大切である。

同時に、中学社会科公民的分野における経済的内容の学習を踏まえ、経済的な選択や意思決定においては、効率を追求することが目指されるが、それは公正な所得の分配を必ずしももたらすものとはならないこと、逆に公正の観点だけでは資源の配分が非効率になり、経済発展を阻害することにもなることがあり、現実の経済においてはこのような効率と公正を調整し、両者がともに成り立つことが要請されていることに気付かせる必要がある。

ア 現代経済の仕組みと特質

経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、金融の仕組みと働きについて理解させ、現代経済の特質について把握させ、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

(内容の取扱い)

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

アについては、マクロ経済の観点を中心に扱うこと。「市場経済の機能と限界」については、公害防止と環境保全、消費者に関する問題も扱うこと。また、「金融の仕組みと働き」については、金融に関する環境の変化にも触れること。

ここでは、経済と国民生活とのかかわりを取り上げ、経済の基本的な概念や経済理論について学習させ、現代経済の特質について把握させるとともに、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を

考察させ、経済的な見方や考え方を身に付けさせることを主なねらいとしている。

指導に当たっては、中学校社会科公民的分野における経済学習が生徒の身近な消費生活を中心に経済をとらえるなど、主にミクロの視点から構成されていることを踏まえ、それらを深めてゆくとともに、「マクロ経済の観点を中心に扱う」（内容の取扱い）とあるように、国民経済全体の視野から経済をとらえる視点を重視することが大切である。また、貿易や国際金融、さらには企業活動の地球的な広がりに見られるように、ますます経済のグローバル化が進行する現在、一国だけで経済活動が成り立たない現実に着目させながら現代経済の学習をすすめることが大切である。

「経済活動の意義」については、経済活動は分業と交換に基づき人間生活の維持・向上のために行われるものであり、いずれの社会でも、「何をどれだけ」、「どのような方法で」、「誰のために」生産すべきか、生産された財やサービスをどのように社会の構成員に分配し、いかに消費するかという経済的選択の問題を解決しなければならないことを理解させる。その際に、希少性の制約の下では、個人も社会も何かを選択すると別の何かをあきらめなければならない事実に着目させ、費用と便益との比較を通して理解させる。また、経済問題の解決の方法の違いによって市場経済や計画経済などがあることを理解させる。

「国民経済における家計、企業、政府の役割」については、家計、企業、政府が現代の経済における主要な経済主体であり、これら経済主体間の相互関係が国民経済を構成していることを理解させる。さらに、これら経済主体の相互間における財・サービス、貨幣の流れは海外ともかかわっていることに気付かせる。

家計の役割については、家計は所得の制約の中で消費や貯蓄を行い、労働を企業に供給していること、消費と貯蓄が企業の生産や投資と密接に関連していること、所得の変化に伴って消費の内容や水準が変化することを理解させる。また、物価の変動など国民経済の動きや、貿易や為替など国際経済の動向も家計の行動に影響を与えることに気付かせる。

企業の役割については、企業が家計や他の企業から提供された土地、労働、資本といった生産要素を結合し生産活動を行うことを理解させる。また、現代の企業の多くは株式会社の形態をとっていること、企業は、生産性を高め、法令を遵守しながら利潤を追求するばかりでなく、雇用の促進や技術の開発などを通して経済社会の進展に寄与するとともに、環境保全や文化の向上などにも貢献する社会的責任を負っていることを理解させる。

政府の役割については、現代の政府は、家計や企業の経済活動にゆだねることの困難な部門を引き受けていること、資源の配分、景気変動の調整、所得や資産分配の不平等を是正するなどの役割を果たしていることを理解させる。また、政府の経済政策は、経済的な自由の保障、効率と公正の確保、成長と安定の追求などを目指して行われるが、これらの目標は相互に対立することがあり、その調整が今日大きな課題であることに気付かせる。

「市場経済の機能と限界」については、市場とは経済社会における需要と供給をつなぐ取引の場であることを理解させるとともに、商品市場、金融市場、労働市場など様々な種類の市場があることに気付かせる。また、完全競争の前提のもとでは、それぞれの市場において形成される価格を誘因として、生産が調整されたり、資本や労働などの生産要素が国内外に移動したりするなど、経済的資源が効率的に配分される仕組みをもっていることを理解させる。その際、価格メカニズムの考え方を具体的な価格変動の事例を取り上げながら考察させる。

また、市場の競争性が維持されている場合においても、公共財の提供がされにくいことや環境破壊など市場の失敗があることを理解させる。さらに今日多くの市場では、企業の巨大化により寡占化が進んで、価格メカニズムが理論どおりには十分に働かなくなっている面があることにも気付かせ、独占禁止政策など、自由で公正な競争を維持するための政府による適切な政策が必要になっていることについて触れ、それらの対策について理解させる。その際、「公害防止と環境保全」（内容の取扱い）を外部不経済の視点から扱うとともに、「消費者に関する問題」（内容の取扱い）については、家計、企業、政府間の情報格差という情報の非対称性の観点から消費者保護の重要性を扱うだけではなく、消費者の自立支援の観点から指導することに留意することが大切である。また、例えば、製品事故、薬害問題などを扱い、行政や企業の責任にも触れるようにする。

「物価の動き」については、物価の変動を計測するための指標には消費者物価指数や企業物価指

数があることを理解させた上で、我が国の物価の動向について考察させ、インフレーションやデフレーションなど物価の変動が国内的要因によって生じるばかりでなく、国際的な要因に基づく場合もあることに気付かせる。また、インフレーションは国民の所得や富の格差を拡大すること、デフレーションは景気後退や不況と結び付いて国民生活に影響を与えることを理解させ、物価の安定は政府や中央銀行の政策の重要な目標の一つであることを理解させる。

「経済成長と景気変動」については、経済活動の目的が国民福祉の向上にあり、その実現のためには経済成長と景気や物価の安定が不可欠であり、政府による適切な経済政策が重要となっていることに気付かせる。なお、経済成長と景気変動を測る指標には、国民所得、鉱工業生産、失業率、物価指数などがあることを理解させ、それらの指標の特色を理解させた上で、景気変動の要因と経済の状態を、統計資料を用いて考察させるようにする。また、我が国の経済成長と景気変動の要因とそれぞれの時期における政府の対応を検討させるなどの工夫も必要である。

「財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割」については、財政とは政府による経済活動であることを理解させた上で、現代経済における有効需要政策の意味と役割及びその問題点について理解させるとともに、財政政策が、資源配分の調整、所得や資産の再分配、経済の安定化を行って国民福祉の向上に寄与する目的で行われていることに気付かせる。その際、投入された費用に対してそれから得られた効果を比較しながら最適な政策を選択していく必要があることを理解させる。さらに財政活動を行うには原資が必要であることに気付かせ、租税や国債など財源の調達方法やそれぞれの問題点を理解させるとともに、限られた財源をいかに配分すれば国民福祉が向上するかを考察させ、適切な財政運営が重要な課題であることに気付かせる。なお、財政は国だけでなく地方公共団体も行っていることに気付かせ、両者の役割分担や連携の在り方について考察させる。

租税に関しては、税制度の基本を理解させるとともに、国民生活における租税の意義と役割、公平で適切な負担の在り方について考察させる。その際、国民が納税の義務を果たすとともに、納税者としてその使途について関心をもつことが大切であることを理解させる。

「金融の仕組みと働き」については、金融とは経済主体間の資金の融通であることを理解させ、資金の需給が金融市場における金利の変化や、株式市場と債券市場の動向などによって調節されることを、銀行、証券会社など各種金融機関の役割や間接金融、直接金融の意義と併せて理解させる。

また、金融市場における金利の動向が通貨供給量の変化に波及し、消費や貯蓄、投資行動に影響したり、物価や株価、さらには景気の変動に大きな役割を果たしたりすることを理解させ、その関連において中央銀行の金融政策について触れる。

なお、「金融の仕組みと働き」については、「金融に関する環境の変化にも触れること」（内容の取扱い）とあるように、金融業務の自由化や金利の自由化に伴う金融に関する経済環境の変化による国民経済や、家計、企業への影響について理解させることが大切である。さらに、金融機関の倒産などにより金融市場の信頼性が著しく損なわれると、大規模な信用収縮が起き、資金の流れが滞ってしまい、経済活動に大きな影響を与えることに気付かせる必要がある。また、クレジットやローンなど日常生活の中での金融の役割、貸し手及び借り手の自己責任の原則や契約の重要性について、大項目(1)アと関連させて具体的に理解させるようにする。その際、多重債務問題にも触れるようにする。

「現代経済の特質について把握させ」については、現代経済の特質を様々な観点から取り上げる。そのため、例えば、現代経済が完全な市場経済でも計画経済でもなく、両者の特色をあわせもった混合経済で運営されているという特質を経済体制の国際比較を通して気付かせた上で、同じ市場経済に基づく経済でも国や地域によって独自の歴史や文化の背景をもち、タイプが異なっていることを理解させ、現代経済の特質を把握させることが考えられる。グローバル化が進む現代において、国民経済が一国だけで完結しえなくなっているという特質を、景気変動や、財政・金融政策における具体的な問題をもとに気付かせ、我が国における経済の動向が他の国民経済とどのように関連しているか、逆に他の国民経済の動向が我が国の経済にどのように影響を与えているかに気付かせることで現代経済の特質を把握させることも考えられる。

「経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる」については、この中項目のこれまでの学習を踏まえ、総合的に考察させることが大切である。経済は国民生活や福祉の向上のために運営

されるが、経済の発展を促進する効率性の追求と、国民福祉の向上で求められる公平性や公正さとは必ずしも一致するとは限らない。例えば、経済発展の結果、所得や資産の格差が開いたり、公害などの外部不経済が発生して国民福祉を阻害したりすることが起こる。その一方、所得再分配政策による所得の平準化は、国民生活を安定させるが、競争に対する誘因を弱め、経済の発展を低下させる要因になることもある。また、福祉の向上をいくら求めてもそれを裏付ける経済的な発展がなければその目標は達成できないことも指摘されている。このように経済において相互に矛盾、対立する事例を挙げながら、経済の在り方と福祉の向上の関連を考察させることなどが考えられる。このように経済において同時に達成できない事例を挙げながら、経済の在り方と福祉の向上の関連を考察させることなどが考えられる。

イ 国民経済と国際経済

貿易の意義、為替相場や国際収支の仕組み、国際協調の必要性や国際経済機関の役割について理解させ、グローバル化が進む国際経済の特質について把握させ、国際経済における日本の役割について考察させる。

ここでは、国際経済に関する基本的な概念と理論について学習させ、国際的な相互依存の深化など、近年の国際経済の特質について把握させるとともに、国際経済の安定と成長に果たすべき日本の役割について考察させることを主なねらいとしている。

指導に当たっては、身近で具体的な事例を取り上げることによって、国際経済についての見方や考え方の基礎となる概念や理論の理解を深めさせるよう工夫する必要がある。また、国際機関に関しては、それぞれの機関の目的や役割などが理解できるように内容を工夫することが大切である。その際、「ア 現代経済の仕組みと特質」との関連に留意し、特に市場の機能や国民所得などの考え方を生かしながら、国際経済の安定と成長が国民福祉の向上と相互に密接にかかわっていることを理解させる。

「貿易の意義」については、自国内で生産費が相対的に安価な財の生産に各国が特化し、自由に貿易を行うことで、それぞれの国に利益がもたらされるという比較優位の考え方について理解させ、貿易の意義と役割について気付かせる。また、この考え方に基づく自由貿易論と保護貿易論とを対比させながら、現代の貿易問題と関連させて理解させる。

「為替相場と国際収支の仕組み」については、対外経済取引に伴い通貨間の売買の必要が生じること、日本をはじめとする多くの国では、自国通貨と外国通貨に対する需給関係から為替レートが決定される変動相場制が採用されていることを理解させる。その際、財やサービス、資本の出入や物価水準、金利差など様々な要因が為替相場に影響を与えていることを理解させる。また、貿易などに基づく取引だけでなく、国際間の巨額の資金移動が為替相場を大きく変動させ、各国経済や産業、国民生活に大きな影響を与えることに気付かせ、為替相場の安定が国際的に重要な目標になっていることを理解させる。

国際収支については、国際収支統計の基本的な構成と、日本の対外経済取引の現状について理解させる。その際、国際収支の著しい不均衡が経済摩擦の一因となっていることに気付かせる。

「国際協調の必要性や国際経済機関の役割」については、各国経済の相互依存関係が緊密化し経済のグローバル化が進展したことに伴い、国際経済の安定と成長のために経済政策面での国際的な協調が必要になっていることに気付かせるとともに、世界貿易機関（WTO）や国際通貨基金（IMF）などの国際経済機関が果たしている役割や課題などについて貿易や為替の学習に基づいて理解させる。また、国際復興開発銀行（IBRD）や経済協力開発機構（OECD）が世界的な貧困や経済格差の解決のために果たしてきた役割や課題についても触れる。

「グローバル化が進む国際経済の特質について把握させ」については、国内経済と異なり、国際経済では労働や資金などの移動に多くの面で制約があったが、経済活動が地球的な規模で自由に行われるようになっている現状と問題点に気付かせ、市場経済の原則に基づく一体化の動きが強まっている近年の国際経済の特質について把握させる。その際、計画経済から市場経済に移行しつつあ

る地域、欧州連合（EU）のように経済統合、通貨統合を推進しつつある地域、東南アジア諸国連合（ASEAN）のような発展途上国の中でも急速な経済成長を成し遂げた地域など、特徴的な地域について、その現状を調べさせたり、それぞれが国際経済の中で直面している課題について考察させたりする。

「国際経済における日本の役割について考察させる」については、日本が世界の生産額や貿易額において大きな割合を占めており、巨額の対外純資産を所有していること、日本の企業の中には多国籍化し、世界企業に成長しているものもあることなどについて気付かせ、国際経済の安定と成長のために果たすべき日本の役割について、家計や企業の行動及び、発展途上国に対する政府開発援助（ODA）をはじめとする援助や貿易問題への政府の対応などから考察させる。その際、自由貿易体制の維持や、国際通貨制度の安定のための連携や協調が、世界の経済問題の解決にとって重要であることに気付かせる。また、各種の非政府組織（NGO）が国際経済において果たす役割についても考察させる。

(3) 現代社会の諸課題

政治や経済などに関する基本的な理解を踏まえ、持続可能な社会の形成が求められる現代社会の諸課題を探究する活動を通して、望ましい解決の在り方について考察を深めさせる。

(内容の取扱い)

ウ 内容の(3)については、次の事項に留意すること。

(ア) 内容の(3)については、この科目のまとめとして位置付け、内容の(1)及び(2)で学習した成果を生かし、地域や学校、生徒の実態等に応じて、ア及びイのそれぞれにおいて課題を選択させること。その際、政治や経済の基本的な概念や理論の理解の上に立って、事実に基づいて多様な角度から探究し、理論と現実との相互関連を理解させること。

この大項目は、「ア 現代日本の政治や経済の諸課題」と「イ 国際社会の政治や経済の諸課題」の二つの中項目から構成されている。ここでは、持続可能な社会の形成が求められる現代における日本や国際社会の政治や経済の諸課題について多面的・多角的に探究させ、望ましい解決の在り方について考察を深めさせることを主なねらいとしている。

「持続可能な社会の形成」については、今回の改訂において、課題探究の観点として取り入れられたものである。これは、国際連合の決議にも示されているように、社会の持続可能な発展のためには教育の果たす役割が大きいからである。

指導に当たっては、大項目(3)が「この科目のまとめ」(内容の取扱い)として位置付けられることに留意する必要がある。一般に、現実社会の諸課題は、政治と経済が互いに深くかかわり合うとともに、国内と国際が結び付いたものが多い。したがって、「政治・経済」においては、大項目(1)及び(2)で、まず政治と経済の基本的な概念や理論を別個に学ばせ、政治や経済についての基本的な見方や考え方を身に付けさせ、この大項目(3)では、それぞれで「学習した成果を生かし」(内容の取扱い)、現実社会の諸課題について政治と経済を、国内と国際を関連させながら広い視野に立って探究させようとしているのである。

また、ここで示された課題を探究するに当たっては、諸課題を網羅的に取り上げることは避け、「地域や学校、生徒の実態等に応じて、ア及びイのそれぞれにおいて課題を選択させる」(内容の取扱い)必要がある。そして、「事実に基づいて多様な角度から探究し、理論と現実との相互関連を理解させる」(内容の取扱い) こととしているのは、大項目(1)及び(2)の学習で身に付けた見方や考え方を現実社会に当てはめ、事実と付き合わせながら見方や考え方を吟味し、さらに深化、発展させることが大切であるということの意味しているのである。その際、一つの理論の上に立って単に現実を批判するだけに終わったり、現実を肯定するだけに終わったりすることのないように留意し、現実に基づいて理論を批判的に吟味していく姿勢をもつことが大切である。

また、内容全体にわたり「政治や経済について考察した過程や結果について適切に表現する能力と態度を育てるようにすること」(内容の取扱い(1)ウ)とあるように、課題を探究する学習においては、その過程でどのような資料をどのような基準で収集し選択したのか、その資料を活用してどのように考え、どのような根拠で結論を得たのか、またその結論とはどのような内容なのかなど、一連の過程を適切に表現させることを求めているものである。表現手段や表現方法などについては、いかに他者に分かりやすく伝えることができるかを考えさせ、生徒自身に工夫させ表現させることが大切である。

ア 現代日本の政治や経済の諸課題

少子高齢社会と社会保障、地域社会の変貌^{ぼう}と住民生活、雇用と労働を巡る問題、産業構造の変化と中小企業、農業と食料問題などについて、政治と経済とを関連させて探究させる。

(イ) アについては、国際社会の動向に着目させたり、諸外国における取組なども参考にさせたりすること。

ここでは、現代日本の政治や経済の諸課題として、「少子高齢社会と社会保障」「地域社会の変貌と住民生活」「雇用と労働を巡る問題」「産業構造の変化と中小企業」「農業と食料問題」などから幾つかを選択して取り上げ、それらの課題について、政治と経済との関連に留意しながら多面的・多角的に探究させ、持続可能な社会の形成という視点から望ましい解決の在り方について考察を深めさせることを主なねらいとしている。

また、「国際社会の動向に着目させたり、諸外国における取組なども参考にさせたりすること」(内容の取扱い)とあるように、現代日本の政治や経済の諸課題は、グローバル化が進展する中で国内だけでなく日本を取り巻く国際社会と様々な形でつながっており、その動向に着目させるようにする。また、同様の課題に対する諸外国の取組も参考に、望ましい解決の在り方について考察を深めさせることが大切である。

「少子高齢社会と社会保障」については、日本が少子高齢社会を迎えて、労働力需給や経済成長など国民経済に大きな影響が出ていること、医療や年金など社会保障費の財政負担の増大も大きな問題となっていることなどを、日本の社会保障制度の歩みや特色などに触れながら理解させる。

このような理解の上に立って、少子高齢社会における社会保障の在り方について、政府主導による福祉の考え方と、国民の自助努力による福祉の考え方とを対照させ、真に豊かで福祉社会の実現という視点から探究させる。

例えば、少子高齢社会に伴う問題点を家族、介護、雇用、年金、医療など様々な面から調べさせ、その解決のための方法について探究させることが考えられる。また、少子高齢化が進む諸外国の現状と課題などについて調べさせ、日本のこれからの福祉の在り方について探究させることなども考えられる。

「地域社会の変貌と住民生活」については、地域社会の政治や経済などについての変化や課題を調べたり、民主主義の学校としての地方自治の理念に触れたりしながら、今日では地方分権改革が推進されるとともに様々な議論があることや、地域の政治や経済の動きが住民の生活はもちろんのこと、国際的な政治や経済にも深くかかわっていることを理解させる。

このような理解の上に立って、地域社会の発展と住民生活の向上について、国と地方公共団体の関係の在り方を探究させる。

例えば、自らが居住している地域社会が高度経済成長期以降どのように変化してきたのか、どのような課題があるのかを調べ、それを手掛かりとして、地域社会が発展するためには、どのような政策や制度などが必要なのか、そのためには国と地方公共団体との役割はどうあるべきか、地域が特色を生かしながら持続可能な発展をしていくためにはどのような政策が必要なのかを探究させることが考えられる。

また、諸外国の地方自治の制度や現状について調べさせ、日本のこれからの地方自治の在り方について探究させることも考えられる。

「雇用と労働を巡る問題」については、少子高齢化や産業構造の変化、規制緩和の進展などにより就業形態が多様化し労働市場が大きく変化していることなどを、日本の労使関係の特色、勤労の権利と義務、労働基本権の保障、労働条件の改善、労働組合の役割などに触れながら理解させる。

このような理解の上に立って、日本の労働市場の特徴とされてきた終身雇用制や年功序列型賃金体系、労使協調などにより雇用の安定を確保するという考え方と、規制緩和による就業形態の多様化、成果主義に基づく賃金体系、労使の新しい関係などにより労働力を効率的に活用するという考え方を対照させ、雇用の安定化と労働条件の改善という視点や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点などから、今後の日本の雇用・労働政策の在り方について探究させる。

例えば、派遣労働者やパートタイマーなど非正規労働者、女性や若年者、高齢者、障害者等の雇用・労働問題、失業問題、外国人労働者問題など具体的な事例を取り上げて探究させることなどが考えられる。また、諸外国における労働条件や労使関係、労働組合の現状、外国人労働者の流入などについて調べさせ、日本の今後の雇用と労働の在り方について探究させることなども考えられる。

「産業構造の変化と中小企業」については、技術革新や情報化の進展などにより経済のソフト化・サービス化が進み、産業構造がより高度化する中で、中小企業の中には規模に応じた事業を展開したり、ベンチャー企業として新たな事業を展開したりするなど経済的に大きな役割を果たしている企業があること、しかし、一方で産業分野によっては、下請けの役割を担う中小企業と大企業との間に是正すべき様々な格差が存在していることなどを日本の中小企業政策などにも触れながら理解させる。

このような理解の上に立って、経済のグローバル化や国際競争の激化、規制緩和の進展などの状況が見られる中で、日本の産業と中小企業の在り方について、経済の安定化のための政府による保護育成の立場と、規制緩和をさらに進める自由化の立場とを対照させ、企業の規模による利益、専門化による利益、消費者・労働者の利益などの視点から探究させる。

例えば、日本の企業の大半が中小企業である現状を踏まえ、中小企業の資金や取引の現状、あるいはグローバル化の進展に伴う問題点などを調べさせ、その課題を解決するに当たっての法制度や政策について探究させたり、ある産業分野のベンチャー企業を取り上げ、その事業内容や成功の原因などを調べさせ、中小企業の育成や発展について探究させたりすることなどが考えられる。また、日本の大企業と中小企業の関係や中小企業の役割などについて調べさせ、大企業との格差を是正し中小企業の自立を支援する政策について探究させることも考えられる。

「農業と食料問題」については、日本の食料自給率が他の先進国と比べて極めて低いこと、日本の農業の体質強化が課題とされていることを、農業・食料政策にも触れながら理解させる。

このような理解の上に立って、日本の今後の農業と食料の問題について、農業における生産、流通、貿易を自由化する考え方と、農業を保護するための政策を推進する考え方を対照させ、食料生産の効率化と食料の安定供給及び安全性確保という視点から探究させる。

例えば、農業従事者の高齢化など日本の農業が抱える問題点について調べさせ、農家の経営の安定のための方策、「食料安全保障」などの視点から農家を育成するための方策、諸外国の事例等を参考にして食料自給率を確保するための方策、食の安全などについて調べさせ、国土保全や環境保全に果たす農業の役割、今後の日本の農業・食料政策の在り方などについて探究させることが考えられる。

イ 国際社会の政治や経済の諸課題

地球環境と資源・エネルギー問題、国際経済格差の是正と国際協力、人種・民族問題と地域紛争、国際社会における日本の立場と役割などについて、政治と経済とを関連させて探究させる。

ここでは、国際社会の政治や経済の諸課題として、「地球環境と資源・エネルギー問題」「国際経

「経済格差の是正と国際協力」、「人種・民族問題と地域紛争」、「国際社会における日本の立場と役割」などから幾つかを選択して取り上げ、それらの課題について、政治と経済との関連に留意しながら多面的・多角的に考察させ、持続可能な社会の形成という視点から望ましい解決の在り方について探究させることを主なねらいとしている。

今日の国際社会の課題には、従来の政治又は経済の枠組みを越えたものが多く、国際関係を動かす要因も複雑なものになっている。そこで、国際社会が共通に抱える諸課題を取り上げて、国内的側面と国際的側面との関連や国際的な相互依存の深化について認識させながら、多くの課題が政治や経済などが互いに深くかかわり合っていることを理解させる。そして、国際的な視野に立つとともに、様々な観点からそれらの課題を探究させ、広く世界の平和と人類の福祉の増大に寄与するための日本の立場と役割などについて考察を深めさせる。

「地球環境と資源・エネルギー問題」については、地球環境問題が具体的には、地球規模の気候変動やオゾン層の破壊、熱帯林の減少など様々な問題として現れていることに気付かせる。これらの問題が、有限な資源・エネルギーの大量消費をはじめ、人口増加、工業化、農業活動の拡大など人間の諸活動の拡大によって引き起こされ、さらに個々の問題が相互に複雑に絡み合っ

て地球的問題群を形成し、その被害や影響が一国内にとどまらず、国境を越え地球規模にまで広がっていることなどを理解させる。また、その解決に向けて、環境負荷を最小限にとどめ、持続可能な社会を構築するためには、省資源・省エネルギーの推進、原子力の活用、太陽光や風力などの新エネルギーの利用など、様々な方策を検討する必要があることを理解させる。

このような理解の上に立って、地球環境の保全を優先する考え方と、生活水準の向上を目指す経済発展（開発）を優先する考え方とを対照させ、「持続可能な開発」という視点から探究させる。

例えば、既に経済発展を達成し豊かな生活を享受している先進国と、貧困を克服し豊かな生活の実現を目指すために環境保全より経済成長を優先させなければならないとする発展途上国との利害対立があることを踏まえて、環境に関する条約などによる法的規制、環境税や排出量取引など経済的手法による規制、国際会議などの環境外交や国際協力などの国際的な取組、政府や国際機関、企業、非政府組織（NGO）、個人などが環境保全に果たす役割などについて探究させることが考えられる。その際、人間尊重と人類の福祉の増大の立場に立って探究させることが大切である。

「国際経済格差の是正と国際協力」については、今日多くの発展途上国が工業化を進めているが、その一方で先進国との経済格差が拡大するとともに発展途上国間においても経済的格差があることについて、歴史的背景を把握させながら理解させる。また、飢餓や貧困に苦しむ国々は政治的に不安定になりやすく、国民の基本的人権の保障及び実現確保が困難となり、国際社会の不安定要因となりやすいことなどを理解させる。

このような理解の上に立って、国際経済格差の是正について、先進国や国際機関による経済援助を中心とする考え方と発展途上国の自助努力を中心とする考え方を対照させ、発展途上国の経済的な自立と持続可能な発展と先進国の協力の在り方について探究させる。

例えば、今日見られる国際経済格差には様々な原因が考えられ、またその格差の解消に向けて様々な取組がなされていることを歴史的背景などを含めて調べたり、先進国に対して負っている多額の債務について調べたりさせ、今後の国際経済の在り方について、国際連合や非政府組織（NGO）などの活動、政府開発援助（ODA）などを通して、資金面、人材面、技術面などから具体的に探究させることが考えられる。

「人種・民族問題と地域紛争」については、一つの国家が多くの人種・民族によって構成されていることが珍しくないこと、それぞれの人種・民族はそれぞれの固有の文化や宗教などをもっており、その差異や経済格差が、時として相互の反感や差別と結び付き人種・民族問題を発生させていることなどを理解させる。また、地域紛争の原因は、文化や宗教、経済格差のほか、領土、資源など多様であることを理解させる。

このような理解の上に立って、人種・民族問題について、少数民族の分離・独立という考え方と、多数民族との共生という考え方とを対照させ、人種・民族間の対立と共存という視点から探究させる。

例えば、人種・民族問題が地域紛争や国際紛争に発展した事例を取り上げ、その背景や原因、国

際社会への影響などを探究させたり、多数の異なった民族が共存している国や地域の事例を取り上げ、共生の在り方を探究させたりすることが考えられる。その際、それぞれの固有の文化や宗教などを尊重し、人間の尊厳を重んじる態度を養うように指導することが大切である。また、グローバル化の進展により、日本国内においても外国人との共生が求められる状況になりつつあることを踏まえて、そのために必要な政策について探究させることも考えられる。

「国際社会における日本の立場と役割」については、国際社会における日本の政治的、経済的立場と役割は重く、海外からの期待も大きくなっていることを理解させる。

このような理解の上に立って、国益の追求と、人類共通の利益の追求とを対照させ、日本がアジア太平洋諸国をはじめ世界の国々に、経済や科学技術など様々な分野でどのような役割を果たすことができるのか、世界の平和と繁栄、人類の福祉に貢献するとはどういうことかについて探究させる。

例えば、日本の政府開発援助（ODA）、地球環境問題解決への資金や技術協力、自衛隊などが参加する国連平和維持活動（PKO）など国際平和実現のための努力、青年海外協力隊の活動などこれまで日本が国際社会に貢献してきた具体的な事例を取り上げ、その現状や他の先進国との比較などを通して国際社会における日本の立場と役割について探究させることが考えられる。

以上のように、この大項目(3)は、大項目(1)及び(2)で政治と経済の概念や理論を学んだ成果を生かして現実社会の諸課題を探究させることにしており、大項目(1)及び(2)の内容との関連に留意する必要がある。

3 指導計画の作成と指導上の配慮事項

(1) 他の教科・科目などとの関連と全体のまとめ

ア 中学校社会科、公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科及び情報科などとの関連を図るとともに、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに偏らないようにすること。

中学校社会科、特に公民的分野で政治や経済についての見方や考え方の基礎が養われていることを踏まえ、中学校で養われた見方や考え方の基礎を深化、発展させるよう、学習の範囲と程度に十分配慮して指導計画や評価計画を作成する必要がある。同時に、「現代社会」、「倫理」、地理歴史科、家庭科、情報科など、公民科に属する他の科目及び他の教科と密接に関連する学習内容があることに留意し、それらとの有機的な関連を図るとともに相互の無駄な重複を避けるよう、十分配慮して指導計画を作成する必要がある。

また、政治、経済、国際関係などについて広い視野に立って客観的な理解と公正な判断力が養われるように留意し、指導する事項・事柄が偏った内容にならないようにするとともに、体系や系統性を欠いたものにならないようにする必要がある。さらに、「(3) 現代社会の諸課題」がこの科目のまとめとしての性格をもつことを踏まえ、三つの大項目からなるこの科目全体のまとまりを図ることに留意して指導計画を作成する必要がある。

(2) 事項・事柄の精選と客観性の重視

イ 1 の目標に即して基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成すること。また、客観的な資料と関連させて政治や経済の諸課題を考察させるとともに、政治や経済についての公正かつ客観的な見方や考え方を深めさせること。

中央教育審議会の答申では、基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成することが求められている。また、「政治・経済」の改善の具体的な事項としては、「習得した知識、概念や理論などを活用し、課題を追究させる学習を一層充実させ、政治や経済についての見方や考え方を培う」ことが示された。

そのためには年間の指導計画や評価計画を十分に吟味して作成するとともに、指導においては、生徒の能力・適性、興味・関心を把握することに努め、基本的な事項・事柄を精選し、教材を準備しなければならない。

また、現実の社会の諸課題について考察させる時には、情報通信ネットワークなど様々なメディアを通して資料を収集、選択、処理し、現実を実証的かつ合理的に分析・総合する科学的な探究活動を活発に行うとともに、社会的事象のとらえ方には様々な考え方があることに留意し、広い視野に立って政治や経済についての公正かつ客観的な見方や考え方を深めさせることが大切である。このような学習を通して、公正な判断力や社会に関する健全な批判力を育成し、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養うことが大切である。

なお、ここでいう見方や考え方とは、「1 科目の性格と目標」で述べたように、政治や経済の諸事象をとらえる概念的な枠組みと考えることができる。

そして、この見方や考え方は中学校社会科公民的分野でその基礎が養われ、高等学校では「政治・経済」において、「個人の尊厳」、「基本的人権の尊重」、「対立」、「協調」、「効率」、「公正」など政治や経済をとらえるための基本となる概念や理論を学び、現代社会の諸課題を考察させることによって見方や考え方を吟味し、さらに深化、発展させるようになっている。このような内容構成の趣旨を踏まえ、見方や考え方を効果的に身に付けさせることができるよう学習の展開を工夫する必要がある。

(3) 表現する力の育成

ウ 政治や経済について考察した過程や結果について適切に表現する能力と態度を育てるようになること。

5

中央教育審議会答申では、基礎的・基本的な知識、概念や技能の確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成するために、言語活動の充実が求められており、これは従前の「政治・経済」が行ってきたことと軌を一にするものであるといえよう。したがって、課題を設けて探究する学習については、今後も引き続き指導の充実を図る必要がある

10

ここで言う「適切に表現する能力と態度」とは、学習の過程でどのような資料をどのような基準で収集し選択したのか、その資料を用いてどのように考え、どのような根拠で結論を得たのか、またその結論とはどのような内容かなど、結論を得た過程と結論そのものを表現する能力と態度を意味している。また、このような能力と態度を育てるに当たっては、表現する内容をどのような手段を用いて、あるいはどのように説明すれば、第三者によりよく伝えることができるのかについて考えさせ、実際に生徒自身に表現させることが大切である。そして、学習の過程や学習のまとめのときなど、あらゆる機会を通じて「適切に表現する能力や態度」を育てる工夫を行うよう留意する必要がある。

15

第3章 各科目にわたる内容の取扱い

1 情報の活用と作業的、体験的な学習（第3款の1）

1 各科目の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 情報を主体的に活用する学習活動を重視するとともに、作業的、体験的な学習を取り入れるよう配慮すること。そのため、各種の統計、年鑑、白書、新聞、読み物、地図その他の資料を収集、選択し、それらを読み取り解釈すること、観察、見学及び調査・研究したことを発表したり報告書にまとめたりすることなど様々な学習活動を取り入れること。
- (2) 資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用するとともに、生徒が主体的に情報手段を活用できるようにすること。その際、情報モラルの指導にも留意すること。

(1)においては、社会のあらゆる場面で情報化が進展する中で、様々なメディアを通して大量の情報の中から必要な情報を適切に収集、選択、処理し、またその結果を他者に分かりやすく表現する能力を育成することは今後一層重要になってきている。情報活用能力は、生徒が主体的に課題を探究する学習などにおいてより効果的に培うことができる。公民科の各科目においても、課題を設け探究する学習を積極的に取り入れることを求めている。その際、自ら考え公正に判断する力を育成するという観点から、各種資料の利用、観察、見学、調査等の作業的、体験的な学習を導入するよう配慮することが求められる。

このことは「現代社会」の「内容の取扱い」の(1)のエにおいて、「的確な資料に基づいて、社会的事象に対する客観的かつ公正なものの見方や考え方を育成するとともに、学び方の習得を図ること。その際、統計などの資料の見方やその意味、情報の検索や処理の仕方、簡単な社会調査の方法などについて指導するよう留意すること。また、学習の過程で考察したことや学習の成果を適切に表現させるよう留意すること」としている。「政治・経済」では「内容の取扱い」の(1)のイにおいて、「1の目標に即して基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成すること。また、客観的な資料と関連させて政治や経済の諸課題を考察させるとともに、政治や経済についての公正かつ客観的な見方や考え方を深めさせること」、さらに(1)のウにおいて、「政治や経済について考察した過程や結果について適切に表現する能力と態度を育てるようにすること」として、具体的な学習の展開を工夫することを求めている。

さらに、観察、見学及び調査・研究したことを発表したり報告書にまとめさせたりするなどして、情報を活用した成果を表現することにより、生徒の学習に対する興味・関心をさらに高めることが必要である。

また(2)では、(1)で示した学習活動を行う場合にはコンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用することを求めている。なお、生徒に課題を探究させる場合などには主体的にこれらを活用させるとともに、情報モラルの指導にも配慮することが大切である。

2 政治及び宗教に関する事項の取扱い（第3款の2）

2 内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。

教育基本法第14条は、第1項で「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」と示し、第2項において、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と規定している。また、同法第15条は、第1項で「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活にお

ける地位は、教育上尊重されなければならない。」と示し、第2項において、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」と規定している。

政治及び宗教に関する事項を取り扱うに当たっては、これらの規定に基づいて、内容の指導を適切に行うことが必要である。その際、これらの規定に違背しないよう慎重に配慮するとともに、各科目の特性に応じ、政治的教養を高め、宗教についての理解を深めることが、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培い、自ら人間としての在り方生き方について考える力を培うことになるという、積極的な意義を十分考慮して指導に当たることが必要である。

3 総則関連事項

(1) 道徳教育との関連（第1章第1款の2）

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

高等学校における道徳教育については、各教科・科目等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うことが求められている。

このため、各教科・科目においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述がある。特に、公民科の「現代社会」及び「倫理」には、それぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。今回の改訂において、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視している。

「現代社会」では、科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ることとした。

「倫理」では、人間としての在り方生き方への関心を高め、その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げて自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めるとともに、課題を探究する学習を一層重視し、論述や討論などの言語活動を充実させ、社会の一員としての自己の生き方を探求できるようにした。

(2) 学校設定科目（第1章第2款の4）

4 学校設定科目

学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。

学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等について定める際には、「その科目の属する教科の目標に基づき」という要件が示されていること及び科目の内容の構成については、関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要がある。

(3) 言語活動の充実（第1章第5款の5の(1)）

(1) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。

今回の改訂では、基礎的・基本的な知識・技能を習得する学習活動、これらの活用を図る学習活動及び総合的な学習の時間を中心とした探究活動といった学習の流れを重視し、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図ることとしている。

知識・技能を習得するのも、これらを活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのもすべて言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは、言語に関する能力である。さらに、言語は論理的思考だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に関する能力を高めていくことが求められている。したがって、今回の改訂においては、言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において言語活動を充実することとしている。

公民科においても、例えば、倫理の内容の取扱いに「論述したり討論したりするなどの活動を通して、自己の確立を促すよう留意すること」と示すなど、教科の特質に応じた言語活動の充実が図られているところである。

我が国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画（抄）

平成18年3月30日決定

平成23年6月3日改訂

「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議

2. 基本的考え方

（1）経緯

E S D (Education for Sustainable Developmentの略) は、教育及び持続可能な開発に関するそれぞれの世界的な取組に由来しています。教育については、1948年の世界人権宣言において「すべて人は、教育を受ける権利を有する」とされ、1990年の「万人のための教育世界宣言」以降、初等教育の普遍化、教育の場における男女格差の是正、識字率の改善などを目標とした「万人のための教育」(Education for All(E F A)) の実現に向け世界的に取り組まれています。

一方、持続可能な開発については、1987年、ブルントラント・ノルウェー首相（当時）を委員長とする「環境と開発に関する世界委員会」が公表した報告書「われら共有の未来 (Our Common Future)」の中心的な考え方として、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるような開発」という「持続可能な開発」の概念が取り上げられました。その後、1992年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）においては、持続可能な開発についての国際的な取組に関する行動計画である「アジェンダ21」が採択され、この「アジェンダ21」の第36章「教育、人々の認識、訓練の推進」の中で持続可能な開発のための教育の重要性とその取組の指針が盛り込まれました。

このような教育と持続可能な開発に関する取組が世界的に行われる中で、E S Dの概念が深められ、国連持続可能な開発委員会において国連教育科学文化機関（以下「ユネスコ」）が中心となり、持続可能な開発のための教育のあり方について検討が進められました。

2002年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）の実施計画（以下「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」）を交渉する過程で、わが国は、国内のN P Oから提言を受け、「持続可能な開発のための教育の10年」（以下「E S Dの10年」）を提案し、各国政府や国際機関の賛同を得て持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画に盛り込まれることとなりました。このことを踏まえ、わが国より、2002年の第57回国連総会に、2005年からの10年間をE S Dの10年とする旨の決議案を提出し、満場一致で採択されました。わが国は、2003年の第58回国連総会、2004年の第59回国連総会においてもE S Dの10年を推進するための決議案を提出し、それぞれ採択されました。これらの国連決議に基づき、E S Dの10年の推進機関として指名されたユネスコにより国際実施計画が策定され、2005年9月に承認されました。

2008年には我が国でE S D国際フォーラムが開催されました。E S Dの10年の中間年である2009年には、ドイツ（ボン）においてE S D世界会議が開催され、「ボン宣言」が取りまとめられました。「ボン宣言」ではE S Dの意義、これまでの進捗状況に言及するとともに、政策レベル、実践レベルでの行動の呼びかけ、ユネスコへの要請について言及されました。2010年の国連総会では、ユネスコから前半5年間の取組報告がなされています。

2014年にはユネスコと我が国の共催により、我が国で「国連E S Dの10年」最終年会合（以下、「最終年会合」）が開催されます。

（2）持続可能な開発のための教育とは

（イ）持続可能な開発、持続可能な開発のための教育

持続可能な開発とは、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすような社会づくりのことを意味しています。このため、すべての人が健康で文化的な生活を営むための取組が必要であり、貧困を克服し、保健衛生を確保し、質の高い教育を確保す

ることなどが必須です。これらの取組は、性別、人種等により差別されず、公平に向上するよう取組まなければなりません。また、これらの取組を資源の有限性、環境容量の制約、自然の回復力などを意識した節度あるものとし、将来世代へと持続する社会づくりとしなければなりません。さらに、戦争や紛争は、難民を生み、環境を破壊するため、平和への取組が必要です。

5 以上を踏まえると、世代間の公平、地域間の公平、男女間の平等、社会的寛容、貧困削減、環境の保全と回復、天然資源の保全、公正で平和な社会などが持続可能性の基礎となっており、環境の保全、経済の開発、社会の発展（以下を含め、「社会」を文化の面も含めた広い意味で使います。）を調和の下に進めていくことが持続可能な開発です。

10 このような持続可能な開発は、私たち一人ひとりが、日常生活や経済活動の場で、意識し、行動しなければ実現しません。まず、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革することが必要であり、そのための教育がE S Dです。なお、このためには、すべての人に対して識字教育を確保し、質の高い基礎教育を確保することが前提となります。

15 なお、持続可能な開発の「開発」(development)については、「発展」、「社会の構築」などと言われることもありますが、この実施計画においては、いずれも同じ主旨として捉えた上で、「開発」という言葉を使うこととします。また、持続可能な開発のための教育の「教育」については、学校等の公的教育のみならず社会教育、文化活動、企業内研修、地域活動などあらゆる教育や学びの場を含みます。

20 ※日本ユネスコ国内委員会では、E S Dの趣旨を適切に表現するとともに、教育現場への普及を図るために、E S Dを「持続可能な発展のための教育」と訳し、「持続発展教育」と略称することを提言しています。

高等学校学習指導要領 第2章 第3節 公民

第1款 目標

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

第2款 各 科 目

第1 現代社会

1 目 標

人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 私たちの生きる社会

現代社会における諸課題を扱う中で、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させるとともに、現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考察することの大切さを自覚させる。

(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度から理解させるとともに、自己とのかかわりに着目して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させる。

ア 青年期と自己の形成

生涯における青年期の意義を理解させ、自己実現と職業生活、社会参加、伝統や文化に触れながら自己形成の課題を考察させ、現代社会における青年の生き方について自覚を深めさせる。

イ 現代の民主政治と政治参加の意義

基本的人権の保障、国民主権、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、天皇の地位と役割、議会制民主主義と権力分立など日本国憲法に定める政治の在り方について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、民主政治における個人と国家について考察させ、政治参加の重要性と民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。

ウ 個人の尊重と法の支配

個人の尊重を基礎として、国民の権利の保障、法の支配と法や規範の

意義及び役割，司法制度の在り方について日本国憲法と関連させながら理解を深めさせるとともに，生命の尊重，自由・権利と責任・義務，人間の尊厳と平等などについて考察させ，他者と共に生きる倫理について自覚を深めさせる。

エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会の変容などに触れながら，市場経済の機能と限界，政府の役割と財政・租税，金融について理解を深めさせ，経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。また，雇用，労働問題，社会保障について理解を深めさせるとともに，個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。

オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割

グローバル化が進展する国際社会における政治や経済の動向に触れながら，人権，国家主権，領土に関する国際法の意義，人種・民族問題，核兵器と軍縮問題，我が国の安全保障と防衛及び国際貢献，経済における相互依存関係の深まり，地域的経済統合，南北問題など国際社会における貧困や格差について理解させ，国際平和，国際協力や国際協調を推進する上での国際的な組織の役割について認識させるとともに，国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考察させる。

(3) 共に生きる社会を目指して

持続可能な社会の形成に参加するという観点から課題を探究する活動を通して，現代社会に対する理解を深めさせるとともに，現代に生きる人間としての在り方生き方について考察を深めさせる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の全体にわたって，次の事項に配慮するものとする。

ア 中学校社会科及び道徳並びに公民科に属する他の科目，地理歴史科，家庭科，情報科及び特別活動などとの関連を図るとともに，項目相互の関連に留意しながら，全体としてのまとまりを工夫し，特定の事項だけに偏らないようにすること。

イ 社会的事象は相互に関連し合っていることに留意し，社会的事象に対する関心をもって多様な角度から考察させるとともに，できるだけ総合的にとらえることができるようにすること。また，生徒が自己の生き方にかかわって主体的に考察できるよう学習指導の展開を工夫すること。

ウ 1の目標に即して基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成すること。

エ 的確な資料に基づいて，社会的事象に対する客観的かつ公正なものの見方や考え方を育成するとともに，学び方の習得を図ること。その際，統計などの資料の見方やその意味，情報の検索や処理の仕方，簡単な社会調査の方法などについて指導するよう留意すること。また，学習の過程で考察したことや学習の成果を適切に表現させるよう留意すること。

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、次の事項に留意すること。

(ア) 内容の(1)は、この科目の導入として位置付けること。

(イ) 「現代社会における諸課題」としては、生命、情報、環境などを扱うこと。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(ア) 項目ごとに課題を設定し、内容の(1)で取り上げた幸福、正義、公正などを用いて考察させること。

(イ) アの「生涯における青年期の意義」と「自己形成の課題」については、生涯にわたる学習の意義についても考察させること。また、男女が共同して社会に参画することの重要性にも触れること。

(ウ) イについては、地方自治に触れながら政治と生活との関連について認識を深めさせること。「政治参加の重要性」については、世論の形成の意義についても理解させること。また、「民主社会において自ら生きる倫理」については、個人と社会との関係に着目して考察させること。

(エ) ウについては、法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに裁判員制度についても扱うこと。

(オ) エの「市場経済の機能と限界」については、経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること。「金融」については、金融制度や資金の流れの変化などにも触れること。また、「個人や企業の経済活動における役割と責任」については、公害の防止と環境保全、消費者に関する問題などについても触れること。

(カ) オの「人種・民族問題」については、文化や宗教の多様性についても触れ、それぞれの固有の文化などを尊重する寛容の態度を養うこと。

ウ 内容の(3)については、この科目のまとめとして位置付け、内容の(1)及び(2)で学習した成果を活用させること。地域や学校、生徒の実態等に応じて課題を設定し、個人と社会の関係、社会と社会の関係、現役世代と将来世代の関係のいずれかに着目させること。

第2 倫理

1 目標

人間尊重の精神と生命に対する畏敬^いの念に基づいて、青年期における自己形成と人間としての在り方生き方について理解と思索を深めさせるとともに、人格の形成に努める実践的意欲を高め、他者と共に生きる主体としての自己の確立を促し、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 現代に生きる自己の課題

自らの体験や悩みを振り返ることを通して、青年期の意義と課題を理解させ、豊かな自己形成に向けて、他者と共に生きる自己の生き方について

考えさせるとともに、自己の生き方が現代の倫理的課題と結び付いていることをとらえさせる。

(2) 人間としての在り方生き方

自己の生きる課題とのかかわりにおいて、先哲の基本的な考え方を手掛かりとして、人間の存在や価値について思索を深めさせる。

ア 人間としての自覚

人生における哲学、宗教、芸術のもつ意義などについて理解させ、人間の存在や価値にかかわる基本的な課題について思索させることを通して、人間としての在り方生き方について考えを深めさせる。

イ 国際社会に生きる日本人としての自覚

日本人にみられる人間観、自然観、宗教観などの特質について、我が国の風土や伝統、外来思想の受容に触れながら、自己とのかかわりにおいて理解させ、国際社会に生きる主体性のある日本人としての在り方生き方について自覚を深めさせる。

(3) 現代と倫理

現代に生きる人間の倫理的課題について思索を深めさせ、自己の生き方の確立を促すとともに、よりよい国家・社会を形成し、国際社会に主体的に貢献しようとする人間としての在り方生き方について自覚を深めさせる。

ア 現代に生きる人間の倫理

人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間とのかかわり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福などについて、倫理的な見方や考え方を身に付けさせ、他者と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として考えを深めさせる。

イ 現代の諸課題と倫理

生命、環境、家族、地域社会、情報社会、文化と宗教、国際平和と人類の福祉などにおける倫理的課題を自己の課題とつなげて探究する活動を通して、論理的思考力や表現力を身に付けさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き方について自覚を深めさせる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。

ア 中学校社会科及び道徳並びに公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科、情報科及び特別活動などとの関連を図るとともに、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに偏らないようにすること。

イ 先哲の基本的な考え方を取り上げるに当たっては、内容と関連が深く生徒の発達や学習段階に適した代表的な先哲の言説等を精選すること。
また、生徒自らが人生観、世界観を確立するための手掛かりを得させるような工夫を行うこと。

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、この科目の導入として位置付け、生徒自身の

課題を他者，集団や社会，生命や自然などとのかかわりを視点として考えさせ，以後の学習への意欲を喚起すること。

イ 内容の(2)については，次の事項に留意すること。

(ア) アについては，ギリシアの思想，キリスト教，イスラム教，仏教，儒教などの基本的な考え方を代表する先哲の思想，芸術家とその作品を，倫理的な観点を明確にして取り上げるなど工夫すること。

(イ) イについては，古来の日本人の考え方や代表的な日本の先哲の思想を手掛かりにして，自己の課題として学習させること。

ウ 内容の(3)については，次の事項に留意すること。

(ア) アについては，倫理的な見方や考え方を身に付けさせ，自己の課題として考えを深めていく主体的な学習への意欲を喚起すること。

(イ) イについては，アの学習を基礎として，学校や生徒の実態等に応じて課題を選択し，主体的に探究する学習を行うよう工夫すること。その際，イに示された倫理的課題が相互に関連していることを踏まえて，学習が効果的に展開するよう留意するとともに，論述したり討論したりするなどの活動を通して，自己の確立を促すよう留意すること。

第3 政治・経済

1 目 標

広い視野に立って，民主主義の本質に関する理解を深めさせ，現代における政治，経済，国際関係などについて客観的に理解させるとともに，それらに関する諸課題について主体的に考察させ，公正な判断力を養い，良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 現代の政治

現代の日本の政治及び国際政治の動向について関心を高め，基本的人権と議会制民主主義を尊重し擁護することの意義を理解させるとともに，民主政治の本質について把握させ，政治についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる。

ア 民主政治の基本原則と日本国憲法

日本国憲法における基本的人権の尊重，国民主権，天皇の地位と役割，国会，内閣，裁判所などの政治機構を概観させるとともに，政治と法の意義と機能，基本的人権の保障と法の支配，権利と義務の関係，議会制民主主義，地方自治などについて理解させ，民主政治の本質や現代政治の特質について把握させ，政党政治や選挙などに着目して，望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる。

イ 現代の国際政治

国際社会の変遷，人権，国家主権，領土などに関する国際法の意義，国際連合をはじめとする国際機構の役割，我が国の安全保障と防衛及び国際貢献について理解させ，国際政治の特質や国際紛争の諸要因につい

て把握させ、国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割について考察させる。

(2) 現代の経済

現代の日本経済及び世界経済の動向について関心を高め、日本経済のグローバル化をはじめとする経済生活の変化、現代経済の仕組みや機能について理解させるとともに、その特質を把握させ、経済についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる。

ア 現代経済の仕組みと特質

経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、金融の仕組みと働きについて理解させ、現代経済の特質について把握させ、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

イ 国民経済と国際経済

貿易の意義、為替相場や国際収支の仕組み、国際協調の必要性や国際経済機関の役割について理解させ、グローバル化が進む国際経済の特質について把握させ、国際経済における日本の役割について考察させる。

(3) 現代社会の諸課題

政治や経済などに関する基本的な理解を踏まえ、持続可能な社会の形成が求められる現代社会の諸課題を探究する活動を通して、望ましい解決の在り方について考察を深めさせる。

ア 現代日本の政治や経済の諸課題

少子高齢社会と社会保障、地域社会の変貌^{ぼう}と住民生活、雇用と労働を巡る問題、産業構造の変化と中小企業、農業と食料問題などについて、政治と経済とを関連させて探究させる。

イ 国際社会の政治や経済の諸課題

地球環境と資源・エネルギー問題、国際経済格差の是正と国際協力、人種・民族問題と地域紛争、国際社会における日本の立場と役割などについて、政治と経済とを関連させて探究させる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。

ア 中学校社会科、公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科及び情報科などとの関連を図るとともに、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに偏らないようにすること。

イ 1の目標に即して基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成すること。また、客観的な資料と関連させて政治や経済の諸課題を考察させるとともに、政治や経済についての公正かつ客観的な見方や考え方を深めさせること。

ウ 政治や経済について考察した過程や結果について適切に表現する能力と態度を育てるようにすること。

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、次の事項に留意すること。

(ア) アの「法の意義と機能」、「基本的人権の保障と法の支配」、「権利と義務の関係」については、法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、裁判員制度を扱うこと。「民主政治の本質」については、世界の主な政治体制と関連させて扱うこと。また、「現代政治の特質」については、世論形成などについて具体的事例を取り上げて扱い、主権者としての政治に対する関心を高めることに留意すること。

(イ) イについては、文化や宗教の多様性についても理解させること。また、「国際紛争の諸要因」については、多様な角度から考察させるとともに、軍縮や核兵器廃絶などに関する国際的な取組についても扱うこと。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

アについては、マクロ経済の観点を中心に扱うこと。「市場経済の機能と限界」については、公害防止と環境保全、消費者に関する問題も扱うこと。また、「金融の仕組みと働き」については、金融に関する環境の変化にも触れること。

ウ 内容の(3)については、次の事項に留意すること。

(ア) 内容の(3)については、この科目のまとめとして位置付け、内容の(1)及び(2)で学習した成果を生かし、地域や学校、生徒の実態等に応じて、ア及びイのそれぞれにおいて課題を選択させること。その際、政治や経済の基本的な概念や理論の理解の上に立って、事実に基づいて多様な角度から探究し、理論と現実との相互関連を理解させること。

(イ) アについては、国際社会の動向に着目させたり、諸外国における取組なども参考にさせたりすること。

第3款 各科目にわたる内容の取扱い

1 各科目の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 情報を主体的に活用する学習活動を重視するとともに、作業的、体験的な学習を取り入れるよう配慮すること。そのため、各種の統計、年鑑、白書、新聞、読み物、地図その他の資料を収集、選択し、それらを読み取り解釈すること、観察、見学及び調査・研究したことを発表したり報告書にまとめたりすることなど様々な学習活動を取り入れること。

(2) 資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用するとともに、生徒が主体的に情報手段を活用できるようにすること。その際、情報モラルの指導にも留意すること。

2 内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適

切に行うよう特に慎重に配慮して，政治及び宗教に関する教育を行うものとする。